

令和7年11月13日判決言渡

令和6年（行ケ）第10099号 特許取消決定取消請求事件

口頭弁論終結日 令和7年9月19日

判 決

5

原 告

ファミリーイナダ株式会社

同訴訟代理人弁理士 坂 本 寛

同 小 松 悠 有 子

10 同 溝 口 希 望

被 告 特許庁長官

同指定代理人 三 森 雄 介

同 井 上 哲 男

15 同 土 田 嘉 一

同 田 邇 英 治

同 阿 曽 裕 樹

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

注) この判決で用いている主な略語は、他に本文中で定義するもののほか、次のとおりである。

本件特許 発明の名称を「マッサージ機を備えた情報ネットワークシステム」とする特許（特許第7101394号。平成28年6月3日出願、令和4年7月7日設定登録。請求項の数9。）

25

本件明細書 本件特許の願書に添付した明細書及び図面（甲 1 1）

本件訂正 原告が令和 6 年 5 月 3 1 日付け訂正請求書（甲 1 0）により行った訂正の請求に係る訂正

本件訂正発明 本件訂正後の本件特許の特許請求の範囲に係る発明。請求項の番号に応じ、それぞれ「本件訂正発明 1」などという。  
5

本件決定 本件特許に係る特許異議の申立てに対し、特許庁が令和 6 年 1 0 月 1 7 日付けで行った異議の決定

甲 1 文献 特開 2 0 1 6 - 3 0 0 1 8 号公報、公開日：平成 2 8 年 3 月 7 日

甲 2 の 1 文献 国際公開公報 2 0 1 4 / 1 9 6 9 2 2 号、公開日：2 0 1 4  
10 (平成 2 6) 年 1 2 月 1 1 日

甲 2 の 1 発明 別紙「引用発明等」 1 項記載の発明

甲 2 の 2 文献 特表 2 0 1 6 - 5 2 3 1 1 1 号公報、公表日：平成 2 8 年 8 月 8 日

甲 3 文献 特開 2 0 0 3 - 7 9 6 8 7 号公報、公開日：平成 1 5 年 3 月 1 8 日

15 甲 4 文献 特開 2 0 0 2 - 1 6 9 8 3 号公報、公開日：平成 1 4 年 1 月 1 8 日

甲 5 文献 中国特許出願公開 1 0 3 8 1 2 9 3 2 号明細書、公開日：2 0 1 4  
(平成 2 6) 年 5 月 2 1 日

甲 6 文献 特開 2 0 0 4 - 1 6 0 1 2 8 号公報、公開日：平成 1 6 年 6 月 1 0 日

20 甲 7 文献 米国特許出願公開 2 0 0 4 / 0 0 0 4 3 7 6 号明細書、公開日：2 0 0 4 (平成 1 6) 年 1 月 8 日

乙 2 文献 特開平 1 1 - 1 6 2 7 2 号公報、公開日：平成 1 1 年 1 月 2 2 日

第 1 請求

特許庁が異議 2 0 2 3 - 7 0 0 0 1 7 号事件について令和 6 年 1 0 月 1 7 日  
25 にした異議の決定のうち「特許第 7 1 0 1 3 9 4 号の請求項 1、4 ~ 9 に係る特許を取り消す」との部分を取り消す。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の要旨

本件は、特許異議申立てにつき、訂正を認めた上で、特許を取り消すなどした異議の決定のうち、特許を取り消した部分の取消しを求める訴訟である。争点は、異議の決定における進歩性欠如についての認定判断の誤りの有無である。

### 2 特許庁における手続の経緯等（争いがない。）

(1) 原告は、発明の名称を「マッサージ機を備えた情報ネットワークシステム」とする本件特許に係る特許権者である。

(2) 本件特許については、令和5年1月10日に特許異議の申立てがされたところ、特許庁は、これを異議2023-700017号事件として審理し、原告は、令和6年5月31日付け訂正請求書（甲10）を提出し、請求項2及び3を削除すること等を含む本件訂正をした。

(3) 特許庁は、令和6年10月17日、本件特許の特許請求の範囲を本件訂正による訂正後の請求項〔1-9〕に訂正することを認め、請求項1、4~9に係る特許を取り消し、請求項2、3に係る特許についての特許異議の申立てを却下する旨の本件決定をした。本件決定の謄本は、同月29日原告に送達された。

(4) 原告は、令和6年11月21日、本件決定のうち特許を取り消した部分の取消しを求めて訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

### 3 特許請求の範囲の記載等

本件訂正発明の内容（本件訂正後の本件特許の特許請求の範囲請求項1、4~9）は、別紙「特許請求の範囲」のとおりである。

### 4 本件決定の理由の要旨

#### (1) 各文献の記載事項

ア 甲2の1文献には、甲2の1発明が記載されている。

イ 甲1文献には別紙「引用発明等」2項(2)記載の、甲3文献には同別紙2

項(3)記載の、甲4文献には同別紙2項(4)記載の、甲5文献には同別紙2項(5)記載の、甲6文献には同別紙2項(6)記載の、甲7文献には同別紙2項(7)記載の、各技術的事項が記載されている（以下、それぞれ「甲1技術的事項」、「甲3技術的事項」などという。）。

5

そして、これらによれば、以下の周知技術が認められる。

10

(ア) 周知技術1（サーバコンピュータとマッサージ装置に他の端末機を介さずに通信を行わせること〔甲1技術的事項①、甲3技術的事項、甲4技術的事項〕）。

(イ) 周知技術2（システムプログラムを通信サーバからダウンロードして導入すること〔甲5技術的事項〕）。

(ウ) 周知技術3（サーバが位置情報によらない緊急速報を送信すること〔甲1技術的事項②〕、マッサージ装置等が緊急速報を報知すること〔甲4技術的事項②〕）。

15

(エ) 周知技術4（マッサージ装置が緊急速報を受信すると、マッサージ装置を停止し又は初期状態に戻すこと〔甲6技術的事項、甲7技術的事項〕）。

(2) 本件訂正発明1、4～9に係る特許は、甲2の1発明、周知技術1～4及び周知の事項に基づき、当業者が容易に発明することができたから、進歩性を欠き取り消されるべきものである（特許法29条2項、113条2号）。

20

判断の概要は、次のとおりである。

(3) 本件訂正発明1の進歩性

ア 甲2の1文献は本件特許の出願前に頒布されていた。

イ 本件訂正発明1と甲2の1発明を対比すると、一致点、相違点は、次のとおりである。

25

(一致点)

被施療者を施療する施療部と前記施療部を制御する制御部と前記制御部

を介して前記施療部を操作するために備え付けられた操作器とを有するマッサージ機と

前記マッサージ機を管理する事業者により管理される通信サーバと、からなる情報ネットワークシステムであって、

5 通信ネットワークを介して通信サーバと接続可能に構成され、

前記通信サーバは、新しい施療コースに関する情報を発信し、

前記通信サーバから前記情報をダウンロードしてインストールすると新着情報部で前記情報が新しく追加され前記情報を受信したことを報知するよう構成され、

10 前記通信サーバは、前記通信サーバに前記情報がある場合、前記情報を発信し、

前記通信サーバは、前記情報を、前記マッサージ機内に設けられた前記制御部に発信するよう構成され、

前記通信サーバから発信された前記情報を受信し、前記新しい施療コースに関する前記情報があることを、前記新しい施療コースのデータがダウンロードされる前において、前記被施療者が前記マッサージ機に着座した状態で操作できるように前記マッサージ機の外部に位置するよう前記マッサージ機に備え付けられた端末装置の前記新着報知部で報知し、前記端末装置において前記新しい施療コースの導入が決定されると、該新しい施療コースのデータを前記通信サーバからダウンロードして導入するよう構成されている情報ネットワークシステム

20 (相違点 1)

本件訂正発明 1 では、「新着情報部を有し」、「前記新しい施療コースの導入が決定される」「前記操作器」を有するのに対して、甲 2 の 1 発明では、画像フレーム F1 を有し、選択されたマッサージプログラムと関連する購入取引を実施するのが、端末装置 104 であって、リモートコントロ

ーラ 150 でない点

(相違点 2)

本件訂正発明 1 は、「前記制御部は、」通信ネットワークを介して通信サーバと接続可能に構成され、「前記制御部は、」前記通信サーバから「他の端末器を介することなく」前記情報を「直接」ダウンロードしてインストールすると新着情報部で前記情報が新しく追加され前記情報を受信したことを報知するように構成され、前記新しい施療コースに関する前記情報があることを、前記新しい施療コースのデータがダウンロードされる前において、前記被施療者が前記マッサージ機に着座した状態で操作できるように前記マッサージ機の外部に位置するよう前記マッサージ機に備え付けられた端末装置の前記新着報知部で報知し、前記端末装置において前記新しい施療コースの導入が決定されると、該新しい施療コースのデータを前記通信サーバからダウンロードして導入するのに対して、甲 2 の 1 発明は、ユーザがマッサージプログラムを購入したい場合、端末装置 104 で実行されているアプリケーションプログラム 114 は、購入可能な複数のマッサージプログラム 501 を列挙している、画像フレーム F1 を表示し、選択されたマッサージプログラムと関連する購入取引を実施し、購入済みマッサージプログラムをサーバコンピュータ 103 からダウンロードし、マッサージプログラムの端末装置 104 へのダウンロードが完了すると、アプリケーションプログラム 114 は、ダウンロード済みマッサージプログラムをマッサージ装置 106 に転送するかをユーザに尋ねる、クエリウィンドウ F6 を表示し、ユーザが確認すると、アプリケーションプログラム 114 は、マッサージ装置 106 との接続を確立し、続けてダウンロード済みマッサージプログラムをマッサージ装置 106 に転送し得る点

(相違点 3)

本件訂正発明 1 は、「新しい施療コースに関する情報」及び「新しい施

療コースのデータ」と同様に、「施療コースに関する更新情報」及び「前記施療コースの更新データ」を用い、「前記操作器において前記施療コースの更新が決定されると、前記施療コースの更新データを前記通信サーバからダウンロードして導入するよう構成されている」のに対して、甲2の

5

1発明は、施療コースに関する更新情報について特定されていない点

#### ウ 相違点について

(ア) 相違点1及び相違点2について、甲2の1発明では、マッサージ装置106に備えられたリモートコントローラ150とは別に端末装置104を設け、当該端末装置104を介して、情報のダウンロード及び報知を行っているが、端末装置104をマッサージ装置106の制御部のリモートコントローラ150に統合することは単なる機能及び構成の統合にすぎず、当業者が容易になし得ることである。

10

そして、当該統合を行えば、リモートコントローラ150に画像フレームF1を設けることとなり、相違点1に係る構成を備えることになる。

15

また、当該統合を行えば、当該マッサージ装置106に備えられたリモートコントローラ150により情報の受信を報知し、その操作により情報をダウンロードすることになるから、操作端末104(端末器)を介することなく、当該リモートコントローラ150が備えられたマッサージ装置106のマイクロコントローラ130(本件訂正発明の「制御部」に相当する。)に情報を直接ダウンロードする相違点2に係る構成を採用することは、サーバコンピュータとマッサージ装置に他の端末機を介さずに通信を行わせる、甲1、3、4の各技術的事項に例示される周知技術1に照らせば、当業者であれば容易に想到できることである。

20

(イ) 相違点3(更新情報の特定の有無)について、本件訂正発明1の「新しい施療コースに関する情報」、「施療コースに関する更新情報」は、施療コースに関する更新前の情報と異なる新しい情報の点で同じ技

25

術的意義を有する情報であり、「新しい施療コースのデータ」と「施療コースの更新データ」は、データとしてみれば、施療コースの更新前のデータと異なる新しいデータの点で同じ技術的意義を有する。

そして、一般に、プログラムにより制御される装置に新たに導入されるプログラムとして、新たなプログラム及び更新プログラムはいずれも周知の手段である。  
5

10 そうすると、甲2の1発明において、通信サーバから発信され、端末装置の新着報知部で報知する情報を、新しい施療コースに関する情報に加えて施療コースに関する更新情報も採用し、端末装置において導入決定されると、ダウンロードして導入するデータを、新しい施療コースの

データに加えて施療コースの更新データも採用することは、当業者であ

れば容易に想到できることである。  
15 (ウ) そして、本件訂正発明1の奏する効果は、甲2の1発明、周知技術1及び周知の事項から、当業者が容易に想到できるものであり、格別ではない。

#### (4) 本件訂正発明4の進歩性

ア 本件訂正発明4と甲2の1発明を対比すると、前記相違点1～3及び相違点4で相違し、その余の点で一致する。

##### (相違点4)

20 本件訂正発明4では、通信サーバが発信する更新情報及び制御部がダウンロードする更新データが「システムプログラム」に関するものであるのに対し、甲2の1発明は、そのような特定がない点

イ 相違点について

相違点1～3については、前記(3)と同じである。

25 相違点4について、甲2の1発明において、システムプログラムを通信サーバからダウンロードすることは、単に周知技術2を付加したものにす

ぎないから、当業者であれば容易に想到し得る。

(5) 本件訂正発明 5 の進歩性

甲 2 の 1 文献には、「商品の購入が決定されることで課金システムによつて費用請求するように構成されている」ことが記載されているから、本件訂正発明 5 と甲 2 の 1 発明は、上記相違点 1 ~ 4 で相違し、その余の点で一致する。<sup>5</sup>

そして、相違点 1 ~ 4 については、上記(3)、(4)と同じであり、当業者であれば容易に想到し得る。

(6) 本件訂正発明 6 の進歩性

ア 本件訂正発明 6 と甲 2 の 1 発明を対比すると、前記相違点 1 ~ 4 及び相違点 5 で相違し、その余の点で一致する。<sup>10</sup>

(相違点 5 )

本件訂正発明 6 は、「前記操作器は、前記制御部を介して前記通信サーバと情報通信を行う情報機器としての機能と、情報を表示する画面を更に有しており、前記通信サーバは、前記制御部に情報を発信し、前記操作器は、前記情報から必要な情報を選択して前記画面に表示させる選択部を有している」のに対し、甲 2 の 1 発明は、そのような特定がない点<sup>15</sup>

イ 相違点について

相違点 1 ~ 4 については、前記(3)、(4)と同じである。

相違点 5 について、本件訂正発明 6 の構成は、端末装置が有している通常の機能であり、甲 2 の 1 発明にそのような機能を持たせることは当業者であれば容易になし得たことである。<sup>20</sup>

(7) 本件訂正発明 7 の進歩性

ア 本件訂正発明 7 と甲 2 の 1 発明を対比すると、前記相違点 1 ~ 5 及び相違点 6 で相違し、その余の点で一致する。<sup>25</sup>

(相違点 6 )

本件訂正発明 7 は、「前記マッサージ機は、位置情報を有し、前記制御部は、前記位置情報を前記通信サーバに送信し、前記通信サーバは、前記位置情報に対応する緊急速報又は位置情報によらない緊急速報を前記制御部に送信し、前記制御部は、受信した前記緊急速報を緊急速報報知部で報知するよう構成されている」のに対して、甲 2 の 1 発明は、そのように特定されていない点

イ 相違点について

相違点 1 ~ 5 については、前記(3)、(4)、(6)と同じである。

相違点 6 について、本件訂正発明 7 の相違点の構成は、周知技術 3 等にあるように端末装置やマッサージ機が有している通常の構成であり、甲 2 の 1 発明にそのような構成を持たせることは当業者であれば容易になし得たことである。

(8) 本件訂正発明 8 の進歩性

ア 本件訂正発明 8 と甲 2 の 1 発明を対比すると、前記相違点 1 ~ 6 及び相違点 7 で相違し、その余の点で一致する。

(相違点 7 )

本件訂正発明 8 は、「前記制御部は、前記緊急速報を受信すると前記施療部を停止し、初期状態に復帰するよう構成」されるのに対して、甲 2 の 1 発明は、そのように特定されていない点

イ 相違点について

相違点 1 ~ 6 については、前記(3)、(4)、(6)、(7)と同じである。

相違点 7 について、甲 2 の 1 発明において、緊急速報を受信するものとする際に、施療部を停止し、初期状態に復帰させることは、単なる周知技術 4 の付加にすぎないから、当業者であれば容易になし得る。

(9) 本件訂正発明 9 の進歩性

ア 本件訂正発明 9 と甲 2 の 1 発明を対比すると、前記相違点 1 ~ 7 及び相

違点 8 で相違し、その余の点で一致する。

(相違点 8)

本件訂正発明 9 は、「前記マッサージ機は、少なくとも、前記被施療者が着座する座部と、該座部に着座した前記被施療者の上半身を後方から支持する背凭れ部と、を有し、前記制御部は、前記緊急速報を受信すると、少なくとも前記背凭れ部を起こすよう構成」されているのに対して、甲 2 の 1 発明は、そのように特定されていない点

イ 相違点について

相違点 1 ~ 7 については、前記(3)、(4)、(6)~(8)と同じである。

相違点 8 について、甲 2 の 1 発明を、緊急速報を受信したときに、施療部を停止し、初期状態に復帰させることは、周知技術 4 に基づき、当業者であれば容易になし得たことであり、その初期状態として、背凭れ部を起こすようにすることも、初期状態のひとつの態様に特定したにすぎず（甲 6 技術的事項）、技術の具体的適用に伴う設計変更である。

15 第 3 取消事由等に係る当事者の主張

1 取消事由 1（一致点の看過〔本件訂正発明 1 の「他の端末器」〕）

(1) 原告の主張

本件決定は、甲 2 の 1 発明の「端末装置 104」は、本件訂正発明 1 の「他の端末器」に相当するという一致点を看過している。

(2) 被告の主張

本件訂正発明 1 の「他の端末器」は、「他の端末器を介することなく」として、通信サーバから発信された情報等を直接受信することを明確にするために用いられているにすぎず、本件訂正発明 1 に係る情報ネットワークシステムの構成要素ではない。よって、本件訂正発明 1 の「他の端末器」は甲 2 の 1 発明との一致点には当たらず、本件決定に一致点の看過はない。

仮に、相違点 2 の認定誤りを指摘するものと解しても、相違点 2 において、

本件訂正発明 1 は、制御部が「他の端末器を介することなく」情報を直接ダウンロードして報知する構成とするのに対し、甲 2 の 1 発明は、「端末装置 104 を介して」マッサージプログラムをダウンロードして転送し得るものとしているから、相違点 2 の認定に誤りはない。

5 2 取消事由 2 (一致点の誤認及び相違点の看過 [本件訂正発明 1 の「マッサージ機に備え付けられた」])

(1) 原告の主張

本件決定は、甲 2 の 1 発明の「端末装置 104」がマッサージ機に備え付けられたものであるとして、「マッサージ機に備え付けられた」ものであることを一致点として認定している。しかし、「端末装置 104」は、マッサージ装置 106 の「外部装置」であり、本件訂正発明 1 の「マッサージ機に備え付けられた」に相当しない。「備え付けられた」の「付け」とは「二つのものを離れない状態にする」(広辞苑) 意味であるが、甲 2 の 1 発明の「端末装置 104」は、マッサージ装置 106 から離れている。よって、本件決定には一致点の誤認及び相違点の認定の誤りがある。

(2) 被告の主張

「備え付ける」とは「ある場所に置いて使えるようにしておく、設けておく」(広辞苑) 意味であるから、本件訂正発明 1 の「マッサージ機に備え付けられた」とはマッサージ機のある場所に置いて使えるようにしておく意味と解される。本件明細書の記載(段落【0034】)からしても、本件訂正発明 1 の「マッサージ機に備え付けられた」「操作器」は、タブレット端末を含むから、離れない状態にするという限定的な意味に解する理由はない。

一方、甲 2 の 1 文献の記載からすると、甲 2 の 1 発明の「端末装置 104」は、タブレット型端末を含み得る。そうすると、甲 2 の 1 発明の「端末装置 104」と本件訂正発明 1 の「操作器」は、「被施療者がマッサージ機に着座した状態で操作できるようにマッサージ機の外部に位置するようマッサージ

機に備え付けられた端末装置」である限りで一致するから、本件決定に認定誤りはない。

3 取消事由 3（相違点の看過〔本件訂正発明 1 の「制御部」の報知とダウンロードへの関与〕）

5 (1) 原告の主張

本件訂正発明 1 の制御部はダウンロード動作を行うが、甲 2 の 1 発明のマッサージ装置 106 のマイクロコントローラ 130（本件訂正発明 1 の制御部に相当）は、画像フレーム F1 等の表示に関与せず、端末装置 104 からマッサージプログラムの転送を受けること以外は、外部装置である端末装置 104 のアプリケーションプログラム 114 におけるダウンロード動作に関与していない。  
10 本件決定は、このことを相違点 2 に係る甲 2 の 1 発明の構成に含めておらず、相違点を看過している。

(2) 被告の主張

相違点 2 では、端末装置 104 が画像フレーム F1 を有し、購入済みマッサージプログラムをサーバコンピュータ 103 からダウンロードすることが認定  
15 されているから、相違点の認定に誤りはない。

4 取消事由 4（相違点の看過〔甲 2 の 1 発明の「端末装置 104」と「マイクロコントローラ 130」の関係〕）

(1) 原告の主張

本件訂正発明 1 では、制御部がダウンロードに関与しているが、甲 2 の 1 発明では、マッサージ装置 106 のマイクロコントローラ 130 は、ダウンロードに関与していない。サーバコンピュータ 103 は、端末装置 104 に接続しているのであり、マッサージ装置 106 内のマイクロコントローラ 130 に接続、  
20 発信する機能はない。本件決定は、このことを相違点 2 に係る甲 2 の 1 発明の構成に含めておらず、相違点を看過している。

(2) 被告の主張

相違点 2 では、端末装置 104 からみると、マッサージ装置 106 のマイクロコントローラ 130 の制御を受けずにサーバコンピュータ 103 からダウンロードすることが認定されている。また、サーバコンピュータ 103 からの情報は、端末装置 104 を介して最終的にマッサージ装置 106 に発信していることが認定されている。よって、相違点の認定に誤りはない。<sup>5</sup>

## 5 取消事由 5 (一致点の誤認及び相違点の看過 [新着報知部])

### (1) 原告の主張

本件決定は、新着報知部を一致点として認定している。しかし、本件訂正発明 1 の「新着報知部」は、「新たに到着したこと又は着いたばかりであることを、人に告げて、その人が知るようにする」機能を有するのに対し、甲 2 の 1 発明の端末装置 104 は、新しいマッサージプログラムのリリースについて通知され、当該通知を受けるものの、その画像フレーム F1 は、利用可能なマッサージプログラム 501 のリストを列挙するにすぎず、リスト中に新しいマッサージプログラムが含まれていても、リスト中のどれが「新しいマッサージプログラム」であるかを知ることはできない。よって、甲 2 の 1 発明の画像フレーム F1 は、新着報知部の前記機能を有していない。したがつて、一致点の誤認及び相違点の看過がある。<sup>10</sup>

### (2) 被告の主張

甲 2 の 1 文献の明細書の記載（段落 [0029] [0030] [0032] [0033]）によれば、ステップ 304 でサーバコンピュータ 103 から送信された新しいマッサージプログラムのリリースについて通知された端末装置 104 において、ステップ 402 で表示される購入可能な複数のマッサージプログラム 501 を列挙している画像フレーム F1 に新しくリリースしたマッサージプログラムが表示されることは明らかである。<sup>15</sup>

原告が主張する「リスト中に新しいマッサージプログラムが含まれた場合に、どれが新しいマッサージプログラムであるのかを知るように表示するこ

と」は、本件訂正発明1においても、特定されていない。

よって、甲2の1発明の「画像フレームF1」は、本件訂正発明1の「新着報知部」に相当する。

## 6 取消事由6（相違点についての認定判断の誤り1〔統合の容易性の誤り〕）

### 5 (1) 原告の主張

甲2の1発明において端末装置104は「外部装置」であり、本件訂正発明1の「マッサージ機に備え付けられた」ものではないから、その端末装置104をマッサージ装置106のリモートコントローラ150に統合することは、「外部装置」を本質的な特徴的部分とする甲2の1発明における当該本質的な特徴的部分を失わせ、甲2の1発明の技術的意義を無にするものである。  
10

よって、甲2の1文献に接した当業者にとって、「外部装置」である端末装置104を、マッサージ装置106のリモートコントローラ150に統合することは容易になし得るものとはいえず、甲2の1文献にその動機付けとなる記載もない。

### 15 (2) 被告の主張

甲2の1文献の明細書の記載（段落〔0004〕～〔0006〕）によれば、甲2の1発明の解決課題は、既存のマッサージ装置の一連の所定のマッサージプログラムが変更できず、マッサージ効果が限定されてしまうことであり、この課題を解決するための手段は、マッサージ装置のマイクロコントローラが、外部装置からマッサージプログラムを受信し、メモリに保存し、実行することである。そして、外部装置は、既存のマッサージ装置に対して、新たなマッサージプログラムを提供する装置であればよく、端末装置104を介することが課題解決手段として必須の構成ではない。よって、甲2の1発明の本質的特徴は、マッサージ装置がサーバ等の外部装置から新たなマッサージプログラムを受信し保存し実行することであるから、このような本質的特徴は、端末装置104をマッサージ装置106のリモートコントローラ150に  
20  
25

統合することで失われることはない。原告の主張は前提に誤りがある。

また、サーバコンピュータとマッサージ装置に他の端末機を介さずに通信を行わせることは周知技術 1 であり、サーバコンピュータ 103 から情報の受信及びダウンロードの機能を端末装置 104 に代えてマッサージ装置 106 が直接行うようにすることは、当業者であれば容易に想到する。マッサージ装置 106 が接続された外部装置から情報を受信及びダウンロードすることは甲 2 の 1 文献にも記載されている。<sup>5</sup>

リモートコントローラ 150 と端末装置 104 という 2 つの端末が存在し、操作が煩雑になっているところ、これらを統合して操作対象となる端末の数を減らすことは、乙 2 文献（段落【0008】【0015】【0029】図 1）<sup>10</sup> にも記載されている。

したがって、端末装置 104 をマッサージ装置 106 の制御部のリモートコントローラ 150 に統合することは単なる機能及び構成の統合に過ぎず、当業者が容易になし得ることである。

7 取消事由 7（相違点についての認定判断の誤り 2〔統合した構成の認定判断の誤り・その 1〕）

(1) 原告の主張

仮に、甲 2 の 1 発明の端末装置 104 をマッサージ装置 106 のリモートコントローラ 150 に統合し、リモートコントローラ 150 に画像フレーム F1 を設けるとしても、端末装置 104 は「新着報知部」を有さず、利用可能なマッサージプログラムのリストを列挙するにすぎないから、統合しても「新たに到着したこと又は着いたばかりであることを、人に告げて、その人が知るようにする」という意義をもつ「新着報知部」を有するリモートコントローラ 150 は得られない。よって、統合しても相違点 1 に係る構成を備えることにならない。このことは、相違点 3 についての認定判断の誤り、本件訂正発明 1 の奏する効果の認定判断の誤りにも帰結している。<sup>25</sup>

(2) 被告の主張

甲2の1発明の画像フレームF1が、本件訂正発明1の「新着報知部」に相当することに誤りはないから、原告の主張は前提に誤りがある。

また、甲2の1発明のリモートコントローラ150は、マッサージ機の利用時に操作可能であり、端末装置104をマッサージ装置106のリモートコントローラ150に統合することで、サーバコンピュータ103から通知された新しくリリースされたマッサージプログラムを表示し、それに基づき購入依頼することができる。したがって、マッサージ機利用時に報知を確実に知り、必要に応じて操作器において新しい施療コースの導入を決定してダウンロードさせるとともに、施療コースの更新を決定してダウンロードをさせることができ非常に利便性が高いという作用効果は、甲2の1発明の上記統合により当業者が予測する範囲のものである。

8 取消事由8（相違点についての認定判断の誤り3〔統合した構成の認定判断の誤り・その2〕）

(1) 原告の主張

前記の統合をすると、端末装置104が有していた情報の報知とダウンロードの機能をリモートコントローラ150が備える構成が得られるが、これは、「端末装置104の機能が統合されたリモートコントローラ150」（マッサージ装置106のマイクロコントローラ130から見ると「他の端末器」に該当する。）が、ダウンロードして、マッサージ装置106のマイクロコントローラ130（本件訂正発明1の「制御部」に相当）に転送する構成となり、「制御部に情報を直接ダウンロードする」構成は得られない。

したがって、統合を行っても、マッサージ装置106のマイクロコントローラ130は、マッサージプログラムの転送を受けること以外はダウンロードに関与しない。周知技術1の文献には、甲2の1発明の構成を本件訂正発明1の構成に置換することの開示も示唆もない。また、統合して、置換するとい

う 2 段階の過程が必要となるのは、いわゆる「容易の容易」の判断となり、容易とはいえない。

本件決定の「制御部のリモートコントローラ 150」との表現も誤認である。甲 2 の 1 発明において、リモートコントローラ 150 は、マイクロコントローラ 130 とは別のマイクロコントローラ 154（画面表示を制御する。）を有しており、マイクロコントローラ 130 が表示画面の制御をしているわけではない。当業者が「マイクロコントローラ 130 のリモートコントローラ 150」と把握する理由はない。よって、「制御部のリモートコントローラ 150」とすることは本件訂正発明 1 に近づけた理解をしようとするものであり、容易想到性の判断として失当である。

## (2) 被告の主張

15

甲 2 の 1 文献の記載（段落 [0020] [0023] [0024] [0027] 図 2）によれば、甲 2 の 1 発明のマイクロコントローラ 130 は、リモートコントローラ 150 を含むマッサージ装置 106 を制御、監視するものであり、外部装置との間の無線によるデータ交換を可能にする無線通信インターフェース 126 とのデータ交換のための送受信機 140 を有する。

20

そして、周知技術 1 に照らし、端末装置 104 をリモートコントローラ 150 に統合し、マッサージ装置 106 と一体とすれば、端末装置 104 が行っていた情報の報知は、マッサージ装置 106 の中で表示画面を有するリモートコントローラ 150 にて行われ、端末装置 104 が行っていた情報のダウンロードはマッサージ装置 106 の中で外部装置から情報を受信、ダウンロードする無線通信インターフェース 126 及び送受信機 140 を通じて行われることとなり、マイクロコントローラ 130 は、サーバコンピュータ 103 から情報を無線インターフェース 126 及び送受信機 140 を用いて直接ダウンロードする構成になる。

25

また、甲 2 の 1 発明のマイクロコントローラ 130 は、リモートコントローラ 150 を含むマッサージ装置 106 の制御、監視を行っており、甲 2 の 1 文献

の図2のようにマイクロコントローラが有する送受信機140は、リモートコントローラ150のマイクロコントローラ154とも接続されている。

そうすると、甲2の1発明において、端末装置104をリモートコントローラ150に統合し、マッサージ装置と一体として、サーバコンピュータ103からの情報をマッサージ装置106が直接ダウンロードする構成においては、マイクロコントローラ130がマッサージ装置106の制御、監視を行っており、表示画面を駆動する表示制御部152を有するリモートコントローラ150とも接続されているから、マッサージ装置106がダウンロードする情報を選択するためには必要な表示に係る情報は、マッサージ装置106のマイクロコントローラ130に接続されたリモートコントローラ150の表示画面に表示されることとなる。したがって、マイクロコントローラ130が、情報の報知に関与せず、マッサージプログラムの転送を受ける以外はダウンロードに関与しないとの原告の主張は失当である。

上述のように、甲2の1発明のマイクロコントローラ130は、リモートコントローラ150を含むマッサージ装置106の制御、監視を行っており、マッサージ装置106の制御部はマイクロコントローラ130を示すから、マッサージ装置106に制御部が存在しないとの原告の主張は失当である。

#### 第4 当裁判所の判断

1 当裁判所は、本件決定における本件訂正発明と甲2の1発明の一致点及び相違点の認定に誤りはなく、各相違点に係る容易想到性を認めた結論にも誤りはないから、原告の請求は理由がないものと判断する。

その理由は、以下のとおりである。

##### 2 本件訂正発明

(1) 本件訂正発明1及び4～9の内容は、別紙「特許請求の範囲」記載のとおりであり、本件明細書には、別紙「本件明細書の記載（抜粋）」の各記載がある（甲11）。

(2) 本件訂正発明の概要

ア 技術分野

本件訂正発明は、マッサージ機を備えた情報ネットワークシステムに関する技術分野に属する（【0001】。以下、特に断らない限り、【 】内の数字は、本件明細書の段落番号を指す。）。

5

イ 背景技術

10

マッサージ機には、通常、複数の施療コースが予め設定されており、被施療者が選択することができるようになっているところ、被施療者によつては、予め設定された施療コースではリラックスを損なうことがあり、施療コースを更新できるようにしたマッサージ機が提案されている（【0002】【0003】）。例えば、この種の先行技術として、施療内容に係る情報を携帯通信端末で取得後、携帯通信端末でデータをダウンロードしてからマッサージ機の操作部に移行させるものがある（【0004】）。

ウ 発明が解決しようとする課題

15

20

しかし、先行技術では、携帯通信端末において施療内容に係る情報を入手する必要があるため、携帯通信端末でのデータのダウンロードと、そのデータを携帯通信端末からマッサージ機に移行させる必要があり、煩雑な操作が必要となる。その上、施療コースは、マッサージ機の製造時における内容から修正される場合があるが、通常、家庭に設置される全てのマッサージ機に対してデータの更新があることを知らせるのは難しい（【0007】【0009】）。

そこで、本件訂正発明は、被施療者がマッサージ機の利用時に、マッサージ機に関する新着情報があることを知ることができ、被施療者が確認して決定できる情報ネットワークシステムを提供することを目的とする（【0010】）。

25

エ 課題を解決するための手段

(ア) 本件訂正発明に係る情報ネットワークシステムは、被施療者を施療する施療部と前記施療部を制御する制御部と前記制御部を介して前記施療部を操作するための操作器とを有するマッサージ機と、前記制御部と通信ネットワークを介して接続された通信サーバと、を備え、前記通信サーバは、前記マッサージ機に関する新着情報を発信し、前記制御部は、前記新着情報を受信すると新着報知部で前記新着情報を受信したことを報知するように構成されている。「新着報知部」は、操作器の他、独立した新着報知部、マッサージ機の一部、などとすることができる。独立した新着報知部には、スマートフォン、タブレット端末などを含む（【0011】）。

(イ) この構成により、通信サーバからマッサージ機に関する新しい情報が送信されると、マッサージ機は受信した新しい情報を新着報知部に表示して、被施療者に新しい情報があることを知らせることができる。被施療者は、マッサージ機の使用時に新着表示部（ママ）によって新しい情報が届いたことを確認することができる（【0012】）。

(ウ) また、前記通信サーバは、前記制御部に前記マッサージ機の施療コースに関する更新情報又は新しい施療コースに関する情報を発信し、前記制御部は、前記更新情報又は新しい施療コースに関する情報を情報報知部に報知し、前記更新情報又は新しい施療コースの導入が決定されると、前記施療コースの更新データ又は新しい施療コースのデータを前記通信サーバからダウンロードして導入するよう構成されていてもよい。「情報報知部」は、操作器の他、独立した情報報知部（例えば、スマートフォン、タブレット端末など）を含む（【0013】【0015】）。

(エ) このように構成すれば、新しい施療コースに関して被施療者に情報報知部で知らせることができ、被施療者が新しい施療コースの導入を決定すると、新しい施療コースのデータがネットワークを介してダウンロ

ードされて導入され、被施療者はすぐに新しい施療コースを利用することができる（【0016】）。

（オ）前記操作器は、前記制御部を介して前記通信サーバと情報通信を行う情報機器としての機能と、情報を表示する画面を更に有しており、前記通信サーバは、前記制御部に情報を発信し、前記操作器は、前記情報から必要な情報を選択して前記画面に表示する選択部を有していてよい（【0021】）。

#### オ 発明の効果

本件訂正発明によれば、被施療者がマッサージ機の利用時にマッサージ機に関する新着情報があることを知ることができる。そして、被施療者はマッサージ機に関する施療コースの更新などの情報を確認し、被施療者の判断で対応を決定することが可能となる（【0029】）。

#### カ 発明を実施するための形態（新着報知及びデータの導入）

（ア）実施形態のマッサージ機10を備えた情報ネットワークシステム1は（【0032】）、マッサージ機10の座部11の左右位置にはアームレスト13を有し（【0033】）、アームレスト13の部分には、このマッサージ機10を操作する操作器20が備えられ、操作器20の画面21は、マッサージ機10に関する新着情報を被施療者に報知する新着報知部22としての機能を有している（【0034】）。

（イ）通信サーバ41から発信された情報をマッサージ機10の制御部17が受信すると、制御部17は、操作器20の画面21の一部に設定された新着報知部22において受信したことを報知する。報知としては、画面表示による報知の他、スピーカからの音声による報知、LEDなどの光による報知、などを含む（【0035】）。

（ウ）通信サーバ41は、制御部17にマッサージ機10の施療コースに関する更新情報又はマッサージ機10に関する新しい施療コースに関する

る情報を発信する。制御部17は、新着情報があることを操作器20の新着報知部22で報知する。被施療者が新着報知部22を選択するよう5にし、新着報知部22が選択されると、情報報知部23に更新情報又は新しい施療コースに関する情報があることが報知されるが、被施療者が選択することなく、情報報知部23に更新情報の内容が報知されるよう

にすることもできる（【0041】【0043】）。

(イ) 被施療者は、施療コースを更新するか否か、新しい施療コースを導入するか否かを判断できる。被施療者によって更新又は導入する新しい施療コースが決定されると、施療コースの更新データ又は新しい施療コースのデータが通信ネットワーク3を介して通信サーバ41からダウンロードされ、更新データ又は新しい施療コースのデータは、制御部17によってインストールされ、これにより、マッサージ機10の施療コースを最新の状態にすることができ、又は被施療者はすぐに新しい施療コースを利用することができる（【0041】【0043】）。

10

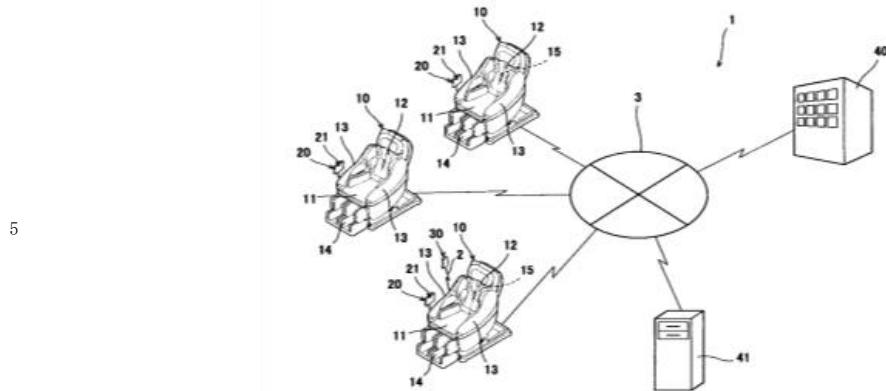
(オ) 新着報知部22を有する端末器30を備えている場合、端末機30に情報報知部23を備えさせて、端末機30に更新情報、新しい施療コースに関する情報などを報知するようにしてもよい（【0048】）。

15

キ 以上のように、上記マッサージ機10を備えた情報ネットワークシステム1によれば、被施療者がマッサージ機10の利用時にマッサージ機10に関する新着情報があることを知ることが可能となる。そして、被施療者はマッサージ機10に関する施療コースの更新、新しい施療コースの情報などを確認し、被施療者の判断で対応を決定することが可能となる。これにより、マッサージ機10の機能を、通信ネットワーク3を介して適切に保つことが可能となる（【0063】）。

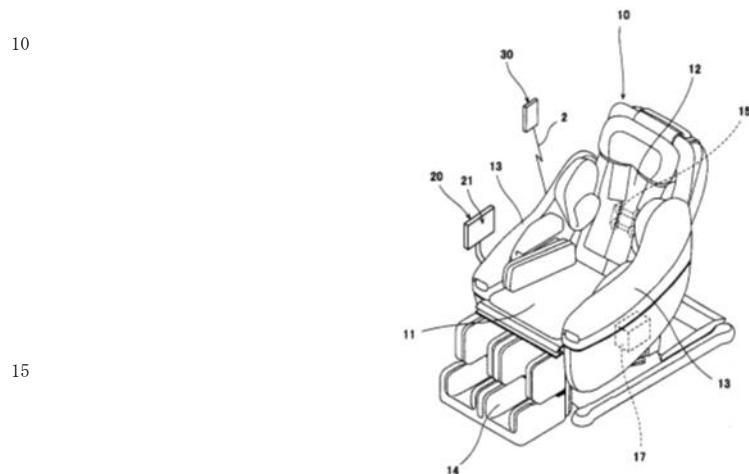
20

【図 1】



5

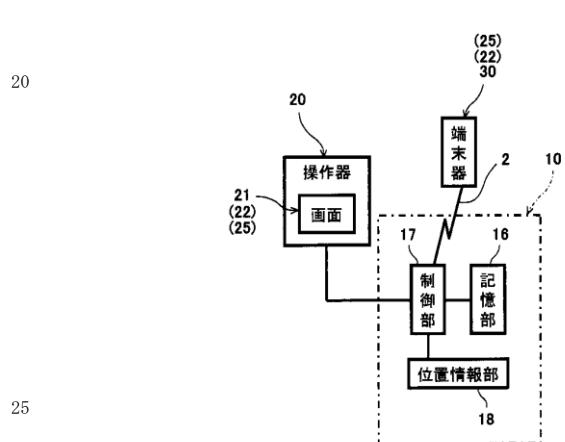
【図 2】



15

10

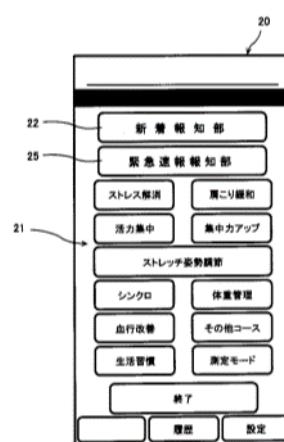
【図 3】



20

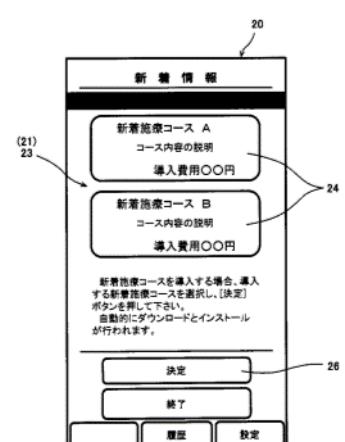
25

【図 4】



【図 4】

【図 5】



【図 5】

### 3 甲2の1発明

(1) 甲2の1文献は、2014（平成26）年12月11日に公開された発明の名称を「マッサージ関連サービスを提供するシステム及び方法」とする国際特許出願の国際公開公報（2014/196922号）であり、別紙「甲2の1文献の記載」の各記載がある（翻訳につき、本件決定、第1回原告準備書面別紙1、甲2の2）。その記載事項の概要は、次のとおりである。

5

10

ア 既存のマッサージ装置においては、一連の所定のマッサージプログラムを変更することができないために、マッサージ装置を柔軟に使用することができず、マッサージの効果を限定してしまうという課題があった（甲2の1文献〔0004〕）。以下、特に断らない限り、〔 〕内の数字は甲2の1文献の段落番号を、〔図○〕は甲2の2文献の図を指す。）。

15

甲2の1発明は、課題解決手段となるマッサージ装置を使用したユーザ体験を強化し得るマッサージ関連サービスを提供するシステム及び方法として、マッサージ装置のマイクロコントローラが、外部装置と接続し、外部装置からマッサージプログラムのプログラムコードを受信してマッサージプログラムをメモリに保存し、実行するように構成するものである（〔0004〕〔0006〕）。

イ マッサージ装置106に新しいマッサージプログラムを提供する方法は、次のとおりである。

20

25

（ア）〔図1〕はマッサージ関連サービスを提供するシステムの実施形態を描寫する概略図、〔図2〕はマッサージ装置の一実施形態を描寫する簡略化されたブロック図、〔図3〕はサーバレベルでのマッサージプログラムを提供するための方法のステップを描寫するフローチャート、〔図4〕はマッサージプログラムを購入するために端末装置レベルで適用される方法のステップを描寫するフローチャートである。

（イ）〔図3〕の第1のステップ302で、新しいマッサージプログラムは

サーバコンピュータ 103 にアップロードされ得る（〔0028〕）。

ステップ 304 で、サーバコンピュータ 103 は、新しいマッサージプログラムのリリースについての通知を送信し得る。この通知は、サーバコンピュータ 102 を介して端末装置 104 に中継され得る。端末装置 104 は、  
5 アプリケーションプログラム 114 を介して新しいマッサージプログラムのリリースについて通知され得る（〔0029〕）。

ステップ 306 で、サーバコンピュータ 102 は、端末装置 104 から購入依頼を受信し、支払手続きを開始し、サーバコンピュータ 103 に購入済みマッサージプログラムのダウンロードの要求を送信し得る（〔0030〕）。

サーバコンピュータ 102 からのダウンロード要求に応じて、サーバコンピュータ 103 はステップ 308 で、購入済みマッサージプログラムの 1 つまたは複数のファイルを端末装置 104 に送信し得る。購入済みマッサージプログラムは、例として、インターネット接続を介してサーバコンピュータ 103 から端末装置 104 にダウンロードされ得る（〔0031〕）。

(ウ) [図4] のステップ 402 で、端末装置 104 で実行されているアプリケーションプログラム 114 は、購入可能な複数のマッサージプログラム 501 を列挙している [図 5A] に示されているように、画像フレーム F1 を表示し得る。利用可能なマッサージプログラム 501 のリストは、サーバコンピュータ 102 または 103 により提供され更新され得る。ユーザが関心のあるマッサージプログラムをプレビューしたい場合、アプリケーションプログラム 114 は、選択されたマッサージプログラムを紹介する画像フレーム F2 を表示し得る。 [図 5B] によく示されているように、画像フレーム F2 は、マッサージプログラムの名称を特定するフィールド 502、マッサージプログラムの特性と特徴を描写する部分 504、ユー  
20  
25

ザが購入取引を開始または取り消しするためにそれぞれ選択可能な購入アイコン 506 とキャンセルアイコン 508 を含み得る（〔0032〕）。

ユーザがマッサージプログラムを購入したい場合、アプリケーションプログラム 114 はステップ 404 で、選択されたマッサージプログラムと関連する購入取引を実施し得る。たとえば、アプリケーションプログラム 114 は、〔図 5C〕に示されているように、選択されたマッサージプログラムを表示されている価格で購入することを確認するようユーザに要求する確認ウィンドウ F3 を表示し、次いで〔図 5D〕に示されているように、クエリポップアップウィンドウ F4 を介して特定の識別情報を問い合わせ得る。（〔0033〕）

次のステップ 406 で、アプリケーションプログラム 114 は続けて購入済みマッサージプログラムをサーバコンピュータ 103 からダウンロードし得る。（〔0034〕）

マッサージプログラムの端末装置 104 へのダウンロードが完了すると、アプリケーションプログラム 114 は、ダウンロード済みマッサージプログラムをマッサージ装置 106 に転送するかをユーザに尋ねる、クエリウィンドウ F6 を表示し得る。ユーザが確認すると、アプリケーションプログラム 114 はステップ 408 で、マッサージ装置 106 との接続を確立し、続けてダウンロード済みマッサージプログラムをマッサージ装置 106 に転送し得る。（〔0035〕）

マッサージプログラムのマッサージ装置 106 への転送が完了した後、アプリケーションプログラム 114 は、マッサージ装置 106 にマッサージプログラムの実行を開始させるかをユーザに尋ねる、〔図 5H〕に示されているクエリウィンドウ F8 を表示し得る。起動要求に応じて、アプリケーションプログラム 114 はステップ 410 で、マッサージ装置 106 でマッサージプログラムの実行を開始するためにマッサージ装置 106 に信

号を送信し得る。 ( [ 0 0 3 6 ] )

なお、以下の図は、甲 2 の 2 文献によるものである。

[図 1]

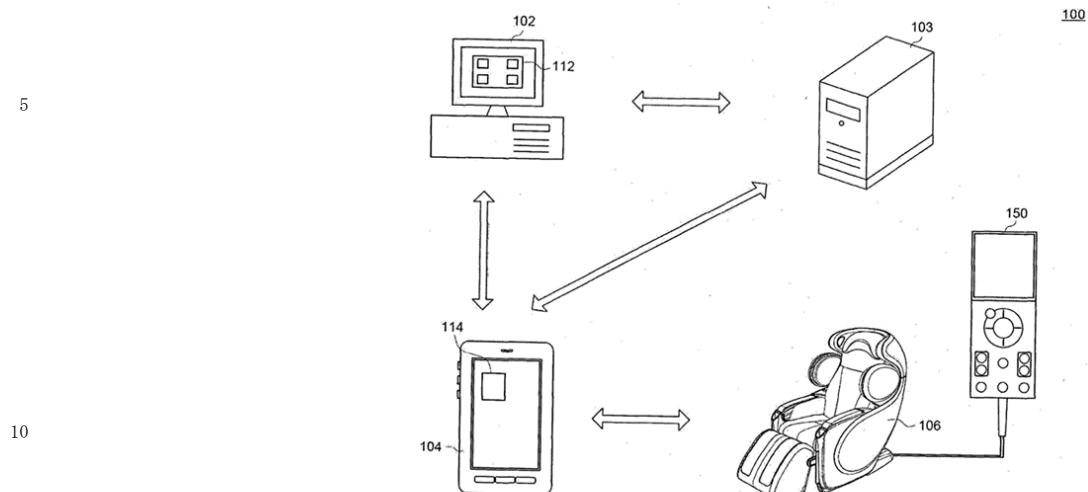


FIG. 1

15

[図 2]

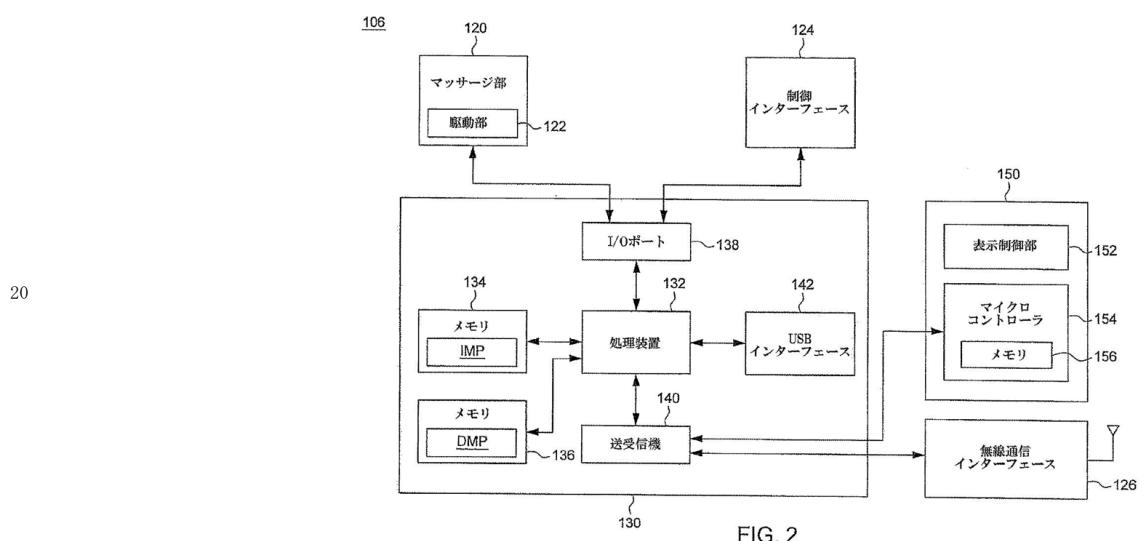
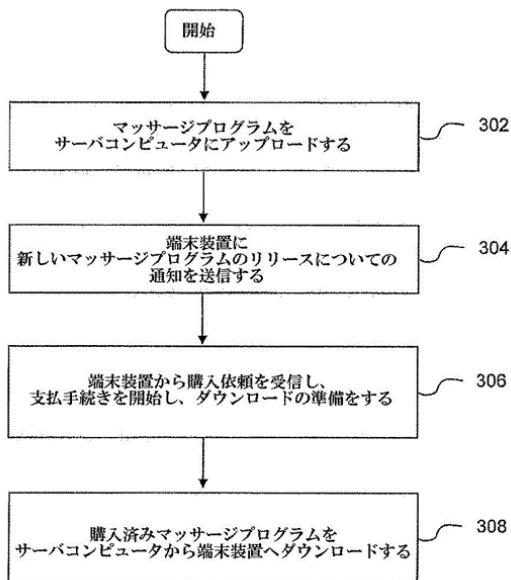
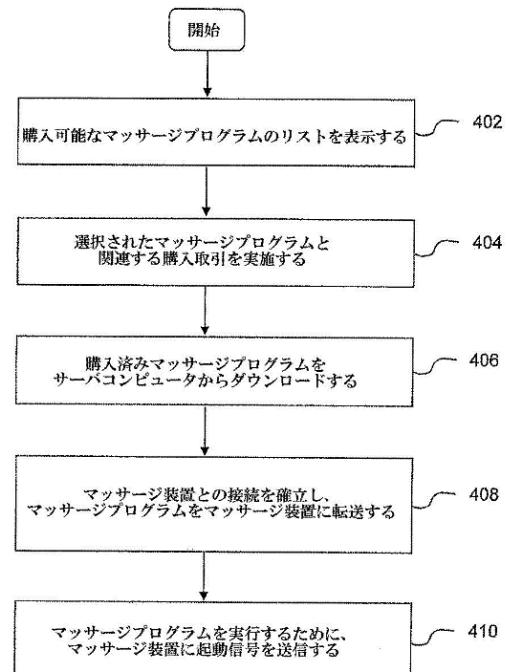


FIG. 2

[図 3]



[図 4]



[図 5 A]

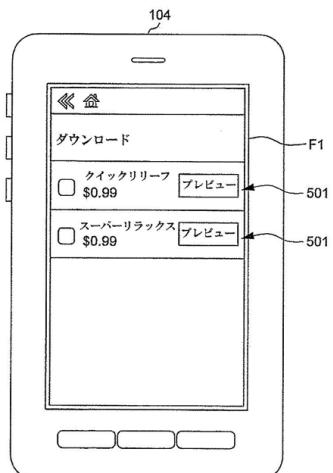


FIG. 5A

15 (2) 以上の甲 2 の 1 文献の記載事項によれば、甲 2 の 1 文献には、別紙「引用発明等」 1 項記載の甲 2 の 1 発明が記載されているものと認められる。

#### 4 本件訂正発明 1 と甲 2 の 1 発明の対比

(1) 本件訂正発明 1 と甲 2 の 1 発明を対比すると、前記第 2 の 4 (3)イで本件決

定が認定したとおりの一致点と相違点があるものと認めるのが相当である。

(2) 取消事由 1 (一致点の看過 [本件訂正発明 1 の「他の端末器」]) について

原告は、甲 2 の 1 発明の「端末装置 104」は、本件訂正発明 1 の「他の端末器」に相当するから、一致点を看過していると主張する。  
5

しかしながら、「端末装置 104」が本件訂正発明 1 の「他の端末器」に相当するものと認めるることは、本件訂正発明 1 においては、甲 2 の 1 発明のように「他の端末器」を介して情報をダウンロードするものではないという発明特定事項を確認するために意味があるだけである。そして、マッサージ機が通信サーバから情報を直接ダウンロードするのか、端末装置を介してダウンロードするのかという点について両者が相違することは、本件決定が相違点 2 として認定したとおりである。したがって、「端末装置 104」が本件訂正発明 1 の「他の端末器」に相当するとしても、それが「他の端末器」を介すことなく通信サーバから情報を「直接」ダウンロードするものである本件訂正発明 1 と甲 2 の 1 発明との間の相違点となることに変わりはなく、一致点となるわけではないから、原告の主張は、失当である。  
10  
15

よって、原告の取消事由 1 に係る主張を採用することはできない。

(3) 取消事由 2 (一致点の誤認及び相違点の看過 [本件訂正発明 1 の「マッサージ機に備え付けられた」]) について

本件決定は、「端末装置 104」と、本件訂正発明 1 の「操作器」は、「被施療者がマッサージ機に着座した状態で操作できるようにマッサージ機の外部に位置するようマッサージ機に備え付けられた端末装置」である点で一致するとしている（本件決定 24 頁）ところ、原告は、甲 2 の 1 発明の「端末装置 104」は、マッサージ装置 106 の「外部装置」であり、本件訂正発明 1 の「マッサージ機に備え付けられた」に相当しないから、一致点の誤認と相違点の看過があるなどと主張する。  
20  
25

しかしながら、「備え付ける」とは「ある場所に置いて使えるようにしておく。設ておく。」（乙1・広辞苑第6版）ことを意味しており、必ずしも物理的に離れていない状態であることを意味するものとは解されない。本件訂正発明1のマッサージ機も「操作器20は、被施療者が着座した状態で操作できるように備えられている。操作器20としては、タブレット端末のような操作器20とすることができます。」（【0034】）とされるから、本件訂正発明1における「備え付けられている」ことが、必ずしもマッサージ機と物理的に離れていない状態を限定するものとも解されない。

他方、甲2の1発明の「端末装置104」はマッサージ装置からみれば「外部装置」であるが（[0004]、Claim1）、マッサージ装置と接続し、マッサージ装置とともにマッサージ関連サービスを提供するシステムを構成しており（[0008]、Claim12）、スマートフォン、タブレット型コンピュータ…などを含み得るとされている（[0018]）。すなわち、甲2の1発明の「端末装置104」は、物理的にマッサージ機と離れている状態（外部装置）であっても、機能的にみて、マッサージ装置のために「備え付けられた」ということができる端末装置であると解される。

これらの点に照らすと、甲2の1発明の「端末装置104」と本件訂正発明1の「操作器」は、いずれも「マッサージ機に備え付けられた端末装置」である点において一致する旨の本件決定の判断に誤りはない。したがって、この点に関する一致点の誤認と相違点の看過はないから、原告の取消事由2に係る主張を採用することはできない。

(4) 取消事由3（相違点の看過〔本件訂正発明1の「制御部」の報知とダウンロードへの関与〕）について

原告は、甲2の1発明のマッサージ装置106のマイクロコントローラ130（本件訂正発明1の制御部に相当）は、画像フレームF1等の表示に関与せず、端末装置104からマッサージプログラムの転送を受けること以外は、外

部装置である端末装置 104 のアプリケーションプログラム 114 におけるダウンロード動作に関与していないが、このことが相違点 2 に係る甲 2 の 1 発明の構成に含まれておらず、相違点が看過されているなどと主張する。

しかしながら、相違点 2 は、本件訂正発明 1 においては、マッサージ機の制御部が、新しい施療コースに関する情報等を報知し、新しい施療コースのデータを通信サーバからダウンロードするものとしているのに対し、甲 2 の 1 発明においては、端末装置 104 のアプリケーションプログラム 114 が、画像フレーム F1 を表示し、マッサージプログラムをサーバコンピュータ 103 からダウンロードする点を相違点としている。したがって、相違点 2 は、マッサージ機の制御部（マイクロコントローラ 130）が報知及びダウンロード動作を行う否かを本件訂正発明 1 と甲 2 の 1 発明との相違点の内容として掲げており、原告の主張と齟齬するものではなく、相違点の認定に特段の誤りは認められないというべきである。

よって、原告の取消事由 3 に係る主張を採用することはできない。

15 (5) 取消事由 4（相違点の看過〔甲 2 の 1 発明の「端末装置 104」と「マイクロコントローラ 130」の関係〕）について

原告は、甲 2 の 1 発明では、マッサージ装置 106 のマイクロコントローラ 130 は、ダウンロードに関与しておらず、サーバコンピュータ 103 は、マッサージ装置 106 内のマイクロコントローラ 130 に接続、発信する機能はないが、このことが相違点 2 に係る甲 2 の 1 発明の構成に含まれておらず、相違点が看過されているなどと主張する。

しかしながら、甲 2 の 1 発明のマイクロコントローラ 130 がダウンロード動作を行わない点が相違点 2 の内容に含まれていることは、既に取消事由 3 で述べたとおりである。サーバコンピュータ 103 がマイクロコントローラ 130 に接続、発信する事がないのは、甲 2 の 1 発明においてマイクロコントローラ 130 がダウンロード動作を行わないことの結果にすぎない。相違点

2は、原告の主張と齟齬するものではなく、相違点の認定に特段の誤りは認められないから、原告の取消事由4に係る主張を採用することはできない。

(6) 取消事由5（一致点の誤認及び相違点の看過〔新着報知部〕）について

ア 原告は、甲2の1発明では、甲2の1発明の画像フレームF1は、「新たに到着したこと又は着いたばかりであることを、人に告げて、その人が知るようにする機能」を有していないから、新着報知部とはいえず、一致点の誤認及び相違点の看過があると主張する。

イ そこで、検討すると、本件訂正発明に係る本件明細書によれば、被施療者は、マッサージ機の使用時に新着表示部（ママ）によって新しい情報が届いたことを確認することができ（【0012】）、操作器20の画面21は、マッサージ機10に関する新着情報を被施療者に報知する新着報知部22としての機能を有しており（【0034】）、通信サーバ41からマッサージ機10に関する新しい情報が送信されると、マッサージ機10は受信した新しい情報を新着報知部22に表示して、被施療者に新しい情報があることを知らせ、被施療者は、マッサージ機10の使用時に新着報知部22によって新しい情報が届いたことを確認することができる（【0038】）。この場合において、被施療者が新着報知部22を選択することなく、情報報知部23に更新情報の内容が報知されるようにすることもできる（【0041】【0043】）。情報報知部23に表示された新着報知例を示す【図5】においては、新着情報の画面に複数の「新着施療コース」に関する情報が表示されている。このような本件訂正発明1の新着報知部による新着情報の報知とは、必ずしも「着いたばかりであること」を人に告げるものとはいえず、マッサージ機に導入されていない新しい施療コースがあることを知らせることを含むものである。

他方、前記第4の3のとおり、甲2の1発明では、サーバコンピュータの動作において、ステップ302で、新しいマッサージプログラムがサーバ

5

コンピュータ 103 にアップロードされると（[0028]）、ステップ 304 で、サーバコンピュータ 103 は、新しいマッサージプログラムのリリースについての通知を送信し、サーバコンピュータ 102 がこれを中継し、端末装置 104 は、アプリケーションプログラム 114 を通じ、新しいマッサージプログラムのリリースについて通知を受ける（[0029]）。端末装置の動作においても、ステップ 402 で、購入可能な複数のマッサージプログラム 501 を列挙している画像フレーム F1 を表示し、利用可能なマッサージプログラム 501 のリストは、サーバコンピュータ 102 又は 103 により提供され更新されるものとされている（[0032]）。

10

15

すなわち、甲 2 の 1 発明においては、サーバコンピュータ 103 から送信された新しいマッサージプログラムのリリースについての通知が端末装置 104 に通知され、通知を受けた端末装置 104 の画像フレーム F1 は、購入可能な複数のマッサージプログラム 501 のリストを表示するのであるから（当該リストは、サーバコンピュータにより提供され更新される。）、甲 2 の 1 発明の画像フレーム F1 に列挙されたプログラムは、マッサージ機に導入されていない新しい施療コースのプログラムであり、該画像フレーム F1 は、これがあることを知らせる新着報知部に相当するというべきである。

20

そうすると、本件訂正発明 1 の新着報知部に係る原告の主張する相違点を認めることはできない。

よって、相違点の認定に特段の誤りは認められず、原告の取消事由 5 に係る主張を採用することはできない。

## 5 本件訂正発明 1 の進歩性（甲 2 の 1 発明との相違点の容易想到性）

### （1）相違点 1 及び 2 について

25

#### ア 周知技術 1

前記第 2 の 4、別紙「引用発明等」 2 のとおり、甲 1 文献（特開 201

5

10

20

6-30018号公報)には、マッサージシステムにおいて、携帯端末装置80に代えて、マッサージ機の操作部(リモコン)を用いて、操作部がマッサージ機に対し外付けとなっている構造やマッサージ機表面に一体化されている構造とし、外見的には、マッサージ機を直接ネットワークに接続すること(甲1文献【0144】、甲1技術的事項①)が記載され、甲3文献(特開2003-79687号公報)には、空気マッサージ機にモデム93を内蔵させ、携帯電話機92等を用意することなく、通信ネットワークNTW上に公開されているデータベース90にアクセスすること(甲3文献【0175】【図33】、甲3技術的事項)が記載され、甲4文献(特開2002-16983号公報)には、インターネットなどの通信ネットワークを介して、サービスサーバ1と、マッサージ機3a(通信装置を内蔵したもの)とを接続すること(甲4技術的事項①)が記載されている(甲4文献【0026】【0032】)。

15

したがって、これらの技術的事項によれば、周知技術1(サーバコンピュータとマッサージ装置に他の端末機を介さずに通信を行わせること【甲1技術的事項①、甲3技術的事項、甲4技術的事項】)が認められる。

#### イ 乙2文献の記載事項

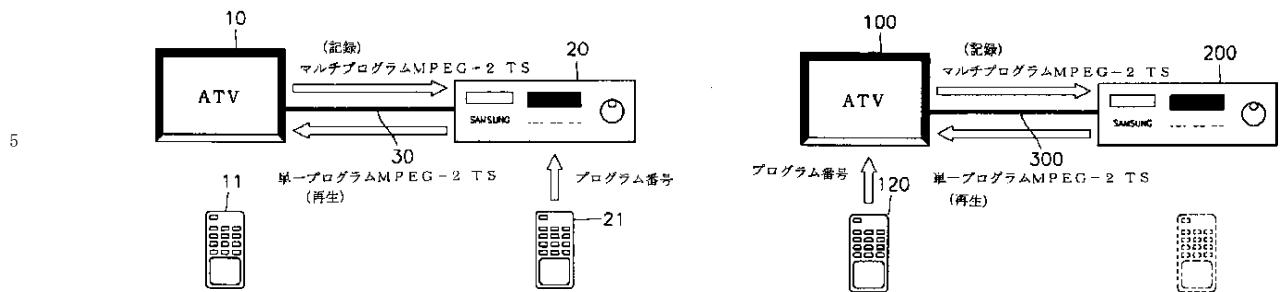
乙2文献(特開平11-16272号公報)には、マルチメディアシステムは、多数の機器がATVに接続されている場合には、各々の装置に対する遠隔制御器を用いて動作命令を入力しなければならないため不便であったことから、乙2文献記載の発明により、遠隔制御器の数を減らし、一つの遠隔制御器を用いること(【0008】【0009】【0015】【0029】【図1】【図2】)が記載されている。

25

【図 1】

【図 2】

(従来の技術)



ウ 以上を踏まえ、相違点 1 及び 2 について検討する。

前記アのとおり、サーバコンピュータとマッサージ装置に他の端末機を介さずに通信を行わせることは、周知技術（周知技術 1）であり、また、前記イのとおり、煩雑なシステムを簡素化することはないふれた課題である。

そして、甲 2 の 1 文献によれば、甲 2 の 1 発明のマッサージ装置 106 は、無線通信インターフェース 126、マイクロコントローラ 130 などを含むものであり、このうち、無線通信インターフェース 126 は、マイクロコントローラ 130 と「他の外部装置」との間の無線によるデータ交換を可能にする Wi-Fi インターフェース等を含み得る（[0020] [0023]）。他方、サーバコンピュータ 103 は、マッサージ装置 106 の外部に位置し、新しいマッサージプログラムを供給する「他の外部装置」に該当するから、マッサージ装置が直接サーバコンピュータと無線によるデータ交換を行うことは、甲 2 の 1 文献にも示唆がある。甲 2 の 1 発明の課題は、既存のマッサージ装置は、通常、変更することができないマッサージプログラムの所定の組み合わせしか利用することができないため、マッサージの効果が限定されてしまうことであり（[0004] [0005]）、その解決手段は、マッサージ装置のマイクロコントローラが外部装置と接続し、マッ

サーヴィスプログラムを受信してメモリに保存した上、これを実行することである（〔0006〕）。この観点からは、マイクロコントローラ130と無線によるデータ交換をする外部装置を端末装置に限る必要は全くない（マイクロコントローラ130が直接通信する相手方を端末装置104以外の装置とすることにつき阻害要因はない。）。そうすると、上記示唆の有無にかかわらず、甲2の1発明のマッサージ装置106及びマイクロコントローラ130に上記の周知技術を適用することにより、端末装置104を介するのではなく、サーバコンピュータ103とマッサージ装置106が直接通信を行うものとすることは、そもそも当業者がシステムを簡素化し、改良する場合に、周知技術を利用し、通常の創作能力を發揮することにより行うことができる範囲のものということができる。この場合において、新しい施療コースに関する情報を表示するため、端末装置104をそのまま維持すると、簡素化の目的を達成することができないことは自明である。新しい施療コースに関する情報を表示するための端末装置104に代わる選択肢を検討すると、甲2の1発明においては、マイクロコントローラ130と繋がり、表示画面にグラフィカルコンテンツを表示し、ユーザの入力を受信するリモートコントローラ150（〔0027〕）に、端末装置104の画像フレームF1における「新着報知部」としての表示機能や、「購入するマッサージプログラム」の入力機能を行わせる構成以外に合理的な選択肢は見当たらない。

以上によれば、甲2の1発明において、相違点1及び2に係る本件訂正発明1の構成とすることは、甲2の1発明のシステムを簡素化し、改良しようとする当業者において、周知技術1を利用することにより容易に想到し得たものというべきである。

## (2) 相違点3について

本件訂正発明1の「新しい施療コースに関する情報」と「施療コースに関

する更新情報」は、これまでに導入されていない施療コースの情報であるか、既に導入済みの施療コースを改める情報であるかの相違はあるが、いずれもマッサージ機を動作させるプログラムの内容・種別に係る情報であり、当該プログラムが通信サーバからダウンロードされてマッサージ機に導入されるものであるという点において、情報ネットワークシステムにおける技術的意義の相違はない。

そして、装置に導入されるプログラムの内容・種別として、新たなプログラムも更新プログラムも周知のものであるから、甲2の1発明において、新しい施療コースに関する情報と同様に、施療コースに関する更新情報を扱うこととし、相違点3に係る本件訂正発明1の構成とすることは、当業者が容易に想到し得たものというべきである。

(3) 取消事由6（相違点についての認定判断の誤り1〔統合の容易性の誤り〕）について

原告は、甲2の1発明において端末装置104は「外部装置」であり、本件訂正発明1の「マッサージ機に備え付けられた」ものではないから、端末装置104をマッサージ装置106のリモートコントローラ150に統合することは、甲2の1発明における当該本質的な特徴的部分を失わせ、甲2の1発明の技術的意義を無にするものであって、統合は容易想到ではないなどと主張する。

しかしながら、甲2の1発明の課題の解決手段は、前記のとおり、マッサージ装置のマイクロコントローラが、外部装置と接続し、マッサージプログラムを受信してメモリに保存し、これを実行するようにすることであり、この場合の外部装置は、既存のマッサージ装置に対して、新たなマッサージプログラムを提供する装置であれば足りるというべきであるから、端末装置104が甲2の1発明における本質的な特徴的部分に該当するものとはいえない。

したがって、甲 2 の 1 発明を簡素化し、改良するにあたり、端末装置 104 をなくすことに阻害要因はなく、前記のとおり、サーバコンピュータ 103 とマッサージ装置 106 のマイクロコントローラ 130 が直接通信を行うものとするとともに、端末装置 104 の表示機能をマッサージ装置 106 のリモートコントローラ 150 に行わせる構成を採用することにより、両者を統合することは当業者が容易に想到し得たものというべきである。

(4) 取消事由 7 (相違点についての認定判断の誤り 2 [統合した構成の認定判断の誤り・その 1]) について

原告は、仮に、甲 2 の 1 発明の端末装置 104 をマッサージ装置 106 のリモートコントローラ 150 に統合し、リモートコントローラ 150 に画像フレーム F1 を設けるとしても、端末装置 104 は「新着報知部」を有さず、利用可能なマッサージプログラムのリストを列挙するにすぎないから、統合しても「新たに到着したこと又は着いたばかりであることを、人に告げて、その人が知るようにする」という意義をもつ「新着報知部」を有するリモートコントローラ 150 は得られないなどと主張する。

しかしながら、前記 4(6)のとおり、甲 2 の 1 発明の画像フレーム F1 は本件訂正発明 1 の「新着報知部」に相当するというべきであるから、原告の主張は前提を欠くものである。よって、同主張を採用することはできない。

(5) 取消事由 8 (相違点についての認定判断の誤り 3 [統合した構成の認定判断の誤り・その 2]) について

原告は、甲 2 の 1 発明の端末装置 104 とリモートコントローラ 150 を統合しても、リモートコントローラ 150 が、ダウンロードして、マッサージ装置 106 のマイクロコントローラ 130 に転送する構成となるから、「マイクロコントローラ 130 に情報を直接ダウンロードする」構成は得られないであり、周知技術 1 の文献には、甲 2 の 1 発明の構成を本件訂正発明 1 の構成に置換することの開示も示唆もないなどと主張する。

しかしながら、前記のとおり、甲2の1発明のマッサージ装置106のマイクロコントローラ130は、無線通信インターフェース126等を有し、外部装置との間での無線によるデータ交換が可能なのであるから、当業者において、周知技術1を適用し、「サーバコンピュータ103からの情報をマッサージ装置106が直接ダウンロードする構成」において、マイクロコントローラ130が、無線インターフェース126及び送受信機140を用いて情報を直接ダウンロードすることを担う構成とすることは、システムを簡素化し、改良する場合における通常の創作能力の発揮であり、このような構成をとった場合にリモートコントローラ150に「新着報知部」としての表示機能や、「購入するマッサージプログラム」の入力機能を担わせることは、他に合理的な選択肢が認められない以上、当業者が容易に想到し得たものというべきである。

原告は、統合して、置換するという2段階の過程が必要となるのは、いわゆる「容易の容易」の判断となり、容易とはいえない旨主張する。しかし、当業者が、システムを簡素化し、改良するため、通常の創作能力を発揮することにより前記構成（端末機を介さない直接ダウンロード構成）に到達した場合において、表示機能等を担わせるための置換を行う必要があることは自明のことであり、そのための合理的な選択肢が限られているときは、当然、当該選択肢を選択することになるはずである。このように考えることは、いわゆる「容易の容易」の判断をするものではないから、同主張は採用することができない。

よって、原告の取消事由8に係る主張を採用することはできない。

## 6 本件訂正発明4～9の進歩性（甲2の1発明との相違点の容易想到性）

(1) 原告は、本件訂正発明1に発明特定事項を追加した本件訂正発明4～9について、固有の取消事由の主張をしていないところ、以下のとおり、本件決定と同様、本件訂正発明4～9と甲2の1発明の相違点（その余の構成は一致する。）については、周知技術により容易に想到し得たものというべきで

ある。

#### ア 本件訂正発明 4 の進歩性

本件訂正発明 4 と甲 2 の 1 発明を対比すると、前記相違点 1 ~ 3 及び相違点 4 (本件訂正発明 4 では、通信サーバが発信する更新情報及び制御部がダウンロードする更新データが「システムプログラム」に関するものであるのに対し、甲 2 の 1 発明は、そのような特定がない点) が認められる。  
5

そして、相違点 1 ~ 3 は、前記のとおり容易に想到し得たものであり、相違点 4 は、周知技術 2 (システムプログラムを通信サーバからダウンロードして導入すること [甲 5 技術的事項]) の適用により容易に想到し得たものというべきである。  
10

#### イ 本件訂正発明 5 の進歩性

甲 2 の 1 文献には「商品の購入が決定されることで課金システムによって費用請求するよう構成されている」ことが記載されているから ([0030] [0033])、本件訂正発明 5 と甲 2 の 1 発明を対比すると、前記相違点 1 ~ 4 が認められる。  
15

そして、相違点 1 ~ 4 は、前記のとおり容易に想到し得たものということができる。

#### ウ 本件訂正発明 6 の進歩性

本件訂正発明 6 と甲 2 の 1 発明を対比すると、前記相違点 1 ~ 4 及び相違点 5 (本件訂正発明 6 は、「前記操作器は、前記制御部を介して前記通信サーバと情報通信を行う情報機器としての機能と、情報を表示する画面を更に有しており、前記通信サーバは、前記制御部に情報を発信し、前記操作器は、前記情報から必要な情報を選択して前記画面に表示させる選択部を有している」のに対し、甲 2 の 1 発明は、そのような特定がない点) が認められる。  
20  
25

そして、相違点 1 ~ 4 は、前記のとおり容易に想到し得たものであり、

相違点 5 は、「操作器」が有している通常の機能であるから、周知技術の適用により容易に想到し得たものということができる。

#### エ 本件訂正発明 7 の進歩性

本件訂正発明 7 と甲 2 の 1 発明を対比すると、前記相違点 1 ~ 5 及び相違点 6 (本件訂正発明 7 は、「前記マッサージ機は、位置情報を有し、前記制御部は、前記位置情報を前記通信サーバに送信し、前記通信サーバは、前記位置情報に対応する緊急速報又は位置情報によらない緊急速報を前記制御部に送信し、前記制御部は、受信した前記緊急速報を緊急速報報知部で報知するよう構成されている」) のに対して、甲 2 の 1 発明は、そのように特定されていない点) が認められる。

そして、相違点 1 ~ 5 は、前記のとおり容易に想到し得たものであり、サーバが位置情報によらない緊急速報を送信し、マッサージ装置等が緊急速報を報知することは周知技術 3 であり、通信サーバが位置情報に対応する緊急速報を送信し、位置情報を有する受信装置がこれに対応する緊急速報を受信し、報知することも周知技術であると考えられるから、相違点 6 は、これらの周知技術の適用により容易に想到し得たものであるということができる。

#### オ 本件訂正発明 8 の進歩性

本件訂正発明 8 と甲 2 の 1 発明を対比すると、前記相違点 1 ~ 6 及び相違点 7 (本件訂正発明 8 は、「前記制御部は、前記緊急速報を受信すると前記施療部を停止し、初期状態に復帰するよう構成」されるのに対して、甲 2 の 1 発明は、そのように特定されていない点) が認められる。

そして、相違点 1 ~ 6 は、前記のとおり容易に想到し得たものであり、相違点 7 は、周知技術 4 (マッサージ装置が緊急速報を受信すると、マッサージ装置を停止し又は初期状態に戻すこと [甲 6 技術的事項、甲 7 技術的事項] ) の適用により容易に想到し得たものということができる。

## カ 本件訂正発明9の進歩性

本件訂正発明9と甲2の1発明を対比すると、前記相違点1～7及び相違点8（本件訂正発明9は、「前記マッサージ機は、少なくとも、前記被施療者が着座する座部と、該座部に着座した前記被施療者の上半身を後方から支持する背凭れ部と、を有し、前記制御部は、前記緊急速報を受信すると、少なくとも前記背凭れ部を起こすよう構成」されているのに対して、甲2の1発明は、そのように特定されていない点）が認められる。

5

そして、相違点1～7は、前記のとおり容易に想到し得たものであり、相違点8は、周知技術4及び初期状態についての設計事項（甲6技術的事項。緊急事態に陥った場合に、マッサージ用モータの駆動を停止させ、背もたれ2をホームポジションに戻すこと）の適用により容易に想到し得たものということができる。

10

(2) よって、本件訂正発明4～9は、いずれも甲2の1発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に想到し得たものである。

15

## 7 小括

以上のとおり、本件訂正発明1及びこれに発明特定事項を追加した本件訂正発明4～9は、いずれも甲2の1発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に想到し得たものである。なお、本件訂正発明が、予見不可能であった顕著な効果をもたらすものである旨の主張立証はない。

20

そして、その他、当事者の主張に鑑み、本件記録を検討しても、上記認定判断を左右するような事由は認められない。

したがって、これと同旨の本件決定に判断の誤りはない。

## 第5 結論

25

以上の次第であり、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第2部

5

裁判官

---

菊 池 絵 理

10

裁判官

---

賴 晋 一

裁判長裁判官清水響は、退官のため署名押印することができない。

15

裁判官

---

菊 池 絵 理

20

(別紙)

## 特許請求の範囲

### 【請求項 1】

被施療者を施療する施療部と前記施療部を制御する制御部と前記制御部を介して前記施療部を操作するために備え付けられた操作器とを有するマッサージ機と、

前記マッサージ機を管理する事業者により管理される通信サーバと、からなる情報ネットワークシステムであって、

前記操作器は新着報知部を有し、

前記制御部は、通信ネットワークを介して通信サーバと接続可能に構成され、

前記通信サーバは、新しい施療コースに関する情報を発信し、

前記制御部は、前記通信サーバから他の端末器を介すことなく前記情報を直接ダウンロードしてインストールすると前記新着報知部で前記情報が新しく追加され前記情報を受信したことを報知するように構成されており、

前記通信サーバは、前記通信サーバに前記情報がある場合、前記情報を前記マッサージ機に発信し、

前記通信サーバは、前記情報及び施療コースに関する更新情報を、前記マッサージ機内に設けられた前記制御部に発信するよう構成され、

前記通信サーバから発信された前記情報及び前記更新情報を他の端末器を介すことなく直接受信した前記制御部は、前記新しい施療コースに関する前記情報及び前記施療コースに関する前記更新情報があることを、前記新しい施療コースのデータ及び前記施療コースの更新データがダウンロードされる前において、前記被施療者が前記マッサージ機に着座した状態で操作できるように前記マッサージ機の外部に位置するよう前記マッサージ機に備え付けられた前記操作器の前記新着報知部で報知し、前記操作器において前記新しい施療コースの導入が決定されると、該新しい施療コースのデータを前記通信サーバからダウ

ンロードして導入するよう構成されているとともに、前記操作器において前記施療コースの更新が決定されると、前記施療コースの更新データを前記通信サーバからダウンロー

ドして導入するよう構成されていることを特徴とする情報ネットワークシステム。

### 【請求項 2】 (削除)

### 【請求項 3】 (削除)

### 【請求項 4】

前記通信サーバは、前記制御部に前記マッサージ機のシステムプログラムに関する更新情報を発信し、

前記制御部は、前記システムプログラムの更新データを前記通信サーバからダウンロードして導入するよう構成されている、請求項1に記載の情報ネットワークシステム。

### 【請求項 5】

前記更新の決定、前記新しい施療コースの導入の決定、前記システムプログラムに関する更新、及び前記新着報知部で報知された商品の購入の少なくとも一つが決定されることで課金システムによって費用請求するよう構成されている、請求項4に記載の情報ネットワークシステム。

### 【請求項 6】

前記操作器は、前記制御部を介して前記通信サーバと情報通信を行う情報機器としての機能と、情報を表示する画面を更に有しており、  
前記通信サーバは、前記制御部に情報を発信し、  
前記操作器は、前記情報から必要な情報を選択して前記画面に表示させる選択部を有し  
5 ている、請求項4又は請求項5に記載の情報ネットワークシステム。

**【請求項7】**

前記マッサージ機は、位置情報を有し、  
前記制御部は、前記位置情報を前記通信サーバに送信し、  
前記通信サーバは、前記位置情報に対応する緊急速報又は位置情報によらない緊急速報  
10 を前記制御部に送信し、  
前記制御部は、受信した前記緊急速報を緊急速報報知部で報知するよう構成されている、  
請求項4～6のいずれか1項に記載の情報ネットワークシステム。

**【請求項8】**

前記制御部は、前記緊急速報を受信すると前記施療部を停止し、初期状態に復帰するよ  
う構成されている、請求項7に記載の情報ネットワークシステム。

**【請求項9】**

前記マッサージ機は、少なくとも、前記被施療者が着座する座部と、該座部に着座した  
前記被施療者の上半身を後方から支持する背凭れ部と、を有し、  
前記制御部は、前記緊急速報を受信すると、少なくとも前記背凭れ部を起こすよう構成  
20 されている、請求項7又は8に記載の情報ネットワークシステム。

以上

(別紙)

## 本件明細書の記載（抜粋）

### 【発明の詳細な説明】

#### 【技術分野】

#### 5 【0001】

本発明は、マッサージ機を備えた情報ネットワークシステムに関する。

#### 【背景技術】

#### 10 【0002】

従来、被施療者は、マッサージ機を用いて身体の各部を施療している。マッサージ機には、通常、複数の施療コースが予め設定されており、被施療者が選択できるようになっている。予め設定された施療コースは、もみ、たたきなどを組み合わせた施療動作が固定されたものとなっている。

#### 15 【0003】

被施療者は、身体の状態などに応じて、上記複数の施療コースから好ましい施療コースを選択して施療することが多い。しかし、被施療者によっては、予め設定された施療コースではリラックスを損なうことがあり、マッサージ機を利用する機会が減る場合がある。そのため、施療コースを更新できるようにしたマッサージ機が提案されている。

#### 20 【0004】

例えば、この種の先行技術として、施療内容に係る情報を携帯通信端末で取得後、携帯通信端末でデータをダウンロードしてからマッサージ機の操作部に移行させて記憶手段のデータを置き換えて、被施療者の施療状態を適切なものにするものがある（例えば、特許文献1参照）。

#### 【発明の概要】

#### 25 【発明が解決しようとする課題】

#### 【0007】

しかし、上記特許文献1では、携帯通信端末において施療内容に係る情報を入手する必要がある。そのため、携帯通信端末でのデータのダウンロードと、そのデータを携帯通信端末からマッサージ機に移行させる必要があり、煩雑な操作を必要とする。

#### 【0009】

30 その上、施療コースは、マッサージ機の製造時における内容から修正される場合がある。しかし、マッサージ機は、通常、家庭に設置される場合が多く、全てのマッサージ機に対してデータの更新があることを知らせるのは難しい。

#### 【0010】

そこで、本発明は、被施療者がマッサージ機の利用時に、マッサージ機に関する新着情報があることを知ることができ、被施療者が確認して決定できる情報ネットワークシステムを提供することを目的とする。

#### 【課題を解決するための手段】

#### 【0011】

40 上記目的を達成するために、本発明に係る情報ネットワークシステムは、被施療者を施療する施療部と前記施療部を制御する制御部と前記制御部を介して前記施療部を操作する

ための操作器とを有するマッサージ機と、前記制御部と通信ネットワークを介して接続された通信サーバと、を備え、前記通信サーバは、前記マッサージ機に関する新着情報を発信し、前記制御部は、前記新着情報を受信すると新着報知部で前記新着情報を受信したことを報知するように構成されている。この明細書及び特許請求の範囲の書類中における

5 「新着情報」は、マッサージ機の施療コースなどに関する情報、マッサージ機のプログラムに関する情報、音楽などに関する情報、などを含む。また、「新着報知部」は、操作器の他、独立した新着報知部、マッサージ機の一部、などとすることができる。独立した新着報知部には、スマートフォン、タブレット端末などを含む。「報知」は、画面表示による報知の他、音声による報知、光による報知、などを含む。

#### 10 【0012】

この構成により、通信サーバからマッサージ機に関する新しい情報が送信されると、マッサージ機は受信した新しい情報を新着表示部に表示して、被施療者に新しい情報があることを知らせることができる。被施療者は、マッサージ機の使用時に新着表示部によって新しい情報が届いたことを確認できる。

#### 15 【0013】

また、前記通信サーバは、前記制御部に前記マッサージ機の施療コースに関する更新情報を発信し、前記制御部は、前記更新情報を情報報知部に報知し、前記更新情報が決定されると、前記施療コースの更新データを前記通信サーバからダウンロードして導入するよう構成されていてもよい。「情報報知部」は、操作器の他、独立した情報報知部（例えば、スマートフォン、タブレット端末など）を含む。「更新情報が決定」は、画面に表示される「決定」の選択、決定ボタンを押す操作、音声認識による操作などを含む。「導入」は、更新データのインストールなどを含む。

#### 【0014】

25 このように構成すれば、マッサージ機に備えられている施療コースに関し、更新の必要があれば被施療者に対して情報報知部に報知することができる。被施療者が更新を決定すると、更新された施療コースに関するデータがネットワークを介してダウンロードされて更新される。よって、被施療者が自ら選択して、マッサージ機の施療コースを常に最新の状態にすることができます。また、施療コースに関する機能追加などの更新情報もネットワークを介して知ることができます。

#### 30 【0015】

また、前記通信サーバは、前記制御部に前記マッサージ機に関する新しい施療コースに関する情報を発信し、前記制御部は、前記新しい施療コースに関する情報を情報報知部に報知し、前記新しい施療コースの導入が決定されると、該新しい施療コースのデータを前記通信サーバからダウンロードして導入するよう構成されていてもよい。「導入が決定」は、画面に表示される「決定」の選択、決定ボタンを押す操作、音声認識による操作などを含む。

#### 【0016】

40 このように構成すれば、新しい施療コースに関して被施療者に情報報知部で知らせることができる。被施療者が新しい施療コースの導入を決定すると、新しい施療コースのデータがネットワークを介してダウンロードされて導入される。例えば、被施療者が新しい施

療コースの導入を決定することで、ネットワークを介して新しい施療コースのデータがマッサージ機の制御部に送られ、制御部によってインストールすることができる。よって、被施療者はすぐに新しい施療コースを利用することができる。また、新しい施療コースに関する情報もネットワークを介して知ることができる。

5 【0021】

また、前記操作器は、前記制御部を介して前記通信サーバと情報通信を行う情報機器としての機能と、情報を表示する画面を更に有しており、前記通信サーバは、前記制御部に情報を発信し、前記操作器は、前記情報から必要な情報を選択して前記画面に表示させる選択部を有していてもよい。

10 【0022】

このように構成すれば、被施療者は、マッサージ機の使用中に通信サーバから発信される情報を見ながら施療することができる。情報としては、新しい音楽、健康に関するアドバイス、健康器具の紹介、健康食品の紹介、などを含めることができる。被施療者は、これら情報を選択することで、マッサージ機の使用中に操作器の画面に表示させて見ることができる。

15 【発明の効果】

【0029】

本発明によれば、被施療者がマッサージ機の利用時にマッサージ機に関する新着情報があることを知ることができる。そして、被施療者はマッサージ機に関する施療コースの更新などの情報を確認し、被施療者の判断で対応を決定することができる。

20 【図面の簡単な説明】

【0030】

【図1】図1は、本発明の一実施形態に係る情報ネットワークシステムを示す全体構成図である。

25 【図2】図2は、図1に示すマッサージ機の斜視図である。

【図3】図3は、図2に示すマッサージ機の機能ブロック図である。

【図4】図4は、図2に示す操作器の画面の例を示す正面図である。

【図5】図5は、図4に示す操作器の画面における新着報知例を示す正面図である。

【発明を実施するための形態】

30 【0031】

以下、本発明の実施形態を図面に基づいて説明する。この明細書及び特許請求の範囲の書類中における前後左右方向の概念は、図2に示すマッサージ機10の座部11に被施療者が着座したときに被施療者から見た方向の概念と一致するものとする。

【0032】

35 (情報ネットワークシステムの構成)

図1に示すように、この実施形態のマッサージ機10を備えた情報ネットワークシステム1は、通信ネットワーク3に、被施療者を施療するマッサージ機10と、事業者40と、通信サーバ41と、が含まれている。事業者40は、例えば、マッサージ機10を貸し出す事業者40、販売したマッサージ機10を管理する事業者40、などを含む。通信サーバ41は、通信ネットワーク3を介してマッサージ機10と通信できるように構成さ

5 れている。通信ネットワーク 3 としては、例えば、インターネット網、ビル内の通信ネットワーク網、地域内のネットワーク網など、を含む。この実施形態では、事業者 4 0 がクラウド型の通信サーバ 4 1 を有する例を説明する。通信サーバ 4 1 は、事業者 4 0 が管理する通信サーバ 4 1 であっても、他の事業者 4 0 が管理する通信サーバ 4 1 であってもよい。通信サーバ 4 1 は、上記マッサージ機 1 0 に関する情報を発信する。

#### 【0 0 3 3】

(マッサージ機の構成)

10 図 2 は、上記マッサージ機 1 0 の斜視図であり、図 3 は、上記マッサージ機 1 0 の機能ブロック図である。図 4 は、図 2 に示す操作器の画面の例を示す正面図である。図示するように、マッサージ機 1 0 としては、被施療者が着座する座部 1 1 と、この座部 1 1 に着座した被施療者の上半身を後方から支持する背凭れ部 1 2 とを有している。座部 1 1 の左右位置にはアームレスト 1 3 を有し、座部 1 1 の前部にはフットレスト 1 4 を有している。この例では、背凭れ部 1 2 の施療部（もみ玉ユニット）1 5 を示している。他の部分にも、空気袋などの施療部が備えられている。施療部 1 5 は、制御部 1 7 によって制御されている。施療部 1 5 の組み合わせにより、後述するような複数の施療コースが設定され、記憶部 1 6 に記憶されている。

#### 【0 0 3 4】

20 上記アームレスト 1 3 の部分には、このマッサージ機 1 0 を操作する操作器 2 0 が備えられている。この操作器 2 0 は、画面 2 1 を有している。操作器 2 0 で、上記施療部 1 5 などによる施療動作を操作する。操作器 2 0 は、被施療者が着座した状態で操作できるように備えられている。操作器 2 0 としては、タブレット端末のような操作器 2 0 とすることができる。制御部 1 7 は、上記操作器 2 0 に接続されている。操作器 2 0 の画面 2 1 は、マッサージ機 1 0 に関する新着情報を被施療者に報知する新着報知部 2 2 としての機能を有している。

#### 25 【0 0 3 5】

そして、上記通信サーバ 4 1 から発信された情報をマッサージ機 1 0 の制御部 1 7 が受信すると、制御部 1 7 は、この情報を、例えば、操作器 2 0 の画面 2 1 の一部に設定された新着報知部 2 2 において受信したことを報知する。報知としては、画面表示による報知の他、スピーカからの音声による報知、LED などの光による報知、などを含む。

#### 30 【0 0 3 7】

上記マッサージ機 1 0 は、上記施療部 1 5 の動作、後述する施療コースに応じた背凭れ部 1 2 の起倒角度などを制御する制御部 1 7 と、上記施療部 1 5 による施療内容が異なる複数の施療コースを記憶する記憶部 1 6 とが備えられている。制御部 1 7 は、例えば、CPU、ROM、RAMなどを有している。記憶部 1 6 は、例えば、フラッシュメモリ、ハードディスクドライブなどを用いることができる。

#### 【0 0 3 8】

40 このように、通信サーバ 4 1 からマッサージ機 1 0 に関する新しい情報が送信されると、マッサージ機 1 0 は受信した新しい情報を新着報知部 2 2 に表示して、被施療者に新しい情報があることを知らせる。被施療者は、マッサージ機 1 0 の使用時に新着報知部 2 2 によって新しい情報が届いたことを確認できる。

## 【0041】

### (施療コースに関する更新情報)

通信サーバ41は、制御部17にマッサージ機10の施療コースに関する更新情報を発信する。制御部17は、新着情報があることを操作器20の新着報知部22で報知する。  
5 なお、新着報知部22での報知は、この例のように被施療者が新着報知部22を選択する  
ようにしてもよいが、被施療者が選択することなく、情報報知部23に更新情報の内容が  
報知されるようにできる。この例では、被施療者によって新着報知部22が選択され  
ると、操作器20の画面21の情報報知部23に更新情報があることが報知される。この報  
知には、画面表示、音声案内、光の点灯などによる報知を含む。また、施療コースに関する  
10 機能追加などの更新情報も通信ネットワーク3を介して知ることができる。被施療者は、施療コースを更新するか否かを判断できる。そして、被施療者によって更新が決定されると、施療コースの更新データが通信ネットワーク3を介して通信サーバ41からダウ  
ンロードされる。そして、更新データは制御部17によってインストールされて、施療コースが更新される。これにより、マッサージ機10の施療コースを最新の状態にすること  
15 ができる。

## 【0042】

このように、マッサージ機10に備えられている施療コースに関し、更新の必要があれば被施療者に対して情報報知部23に報知することができる。そして、被施療者は、更新するか否かを自らの判断で決定できる。

## 【0043】

### (新しい施療コースに関する情報)

図5は、上記操作器20の画面21における新着報知例を示す正面図である。通信サーバ41は、制御部17にマッサージ機10に関する新しい施療コースに関する情報を発信する。制御部17は、新着情報があることを操作器20の新着報知部22で報知する。  
25 なお、この場合も、新着報知部22での報知は、この例のように被施療者が新着報知部22を選択するようにしてもよいが、被施療者が選択することなく、情報報知部23に新しい施療コースの内容が報知されるようにできる。この例では、被施療者によって新着報知部22が選択されると、操作器20の画面21の情報報知部23に新しい施療コースに関する情報があることが報知される。また、新しい施療コースに関する情報も通信ネットワーク3を介して知ることができる。この例では、「新着施療コースA」と「新着施療コースB」とがあることを知ることができる。また、それぞれの新着施療コースに関する内容と導入費用を確認することができる。被施療者は、この情報を確認し、新しい施療コースを導入するか否かを判断できる。そして、被施療者によって導入する新しい施療コースを選択して【決定】ボタン26が押されると、新しい施療コースのデータが通信ネットワーク3を介して通信サーバ41からダウンロードされる。そして、新しい施療コースのデータは、制御部17によってインストールされる。これにより、被施療者はすぐに新しい施療コースを利用することができる。

## 【0044】

このように、マッサージ機10の新しい施療コースに関し、被施療者に対して新着報知部22に報知して知らせることができる。そして、被施療者は、新着情報の新しい施療コ

ースに関して情報報知部23に表示して確認し、新しい施療コースを導入するか否かを自らの判断で決定できる。

#### 【0048】

この実施形態では、操作器20の情報報知部23に更新情報、新しい施療コースに関する情報、などを報知する例を説明したが、新着報知部22を有する端末器30を備えている場合、端末器30に情報報知部23を備えさせて、端末器30に更新情報、新しい施療コースに関する情報を報知するようにしてもよい。

#### 【0063】

##### (総括)

10 以上のように、上記マッサージ機10を備えた情報ネットワークシステム1によれば、被施療者がマッサージ機10の利用時にマッサージ機10に関する新着情報があることを知ることが可能となる。そして、被施療者はマッサージ機10に関する施療コースの更新、新しい施療コースの情報を確認し、被施療者の判断で対応を決定することが可能となる。これにより、マッサージ機10の機能を、通信ネットワーク3を介して適切に保つことが可能となる。

#### 【0064】

しかも、被施療者の判断でマッサージ機10の機能向上などを図ることができるので、被施療者が望む状態のマッサージ機10とすることが可能となる。

#### 【0068】

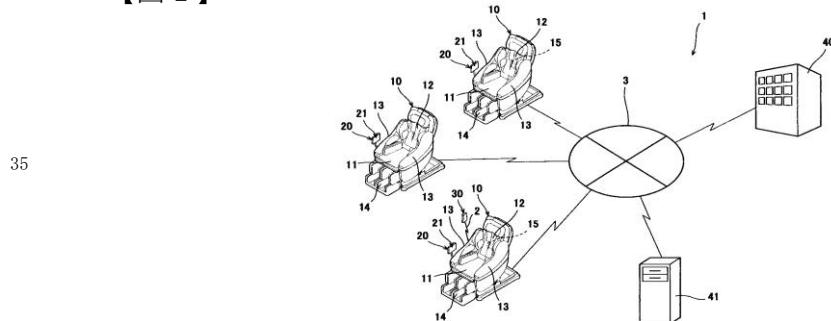
20 さらに、上記した実施形態は一例を示しており、通信サーバ41は事業者40と一体であっても、他の事業者が管理するサーバであってもよく、本発明の要旨を損なわない範囲での種々の変更は可能であり、本発明は上記した実施形態に限定されるものではない。

##### 【符号の説明】

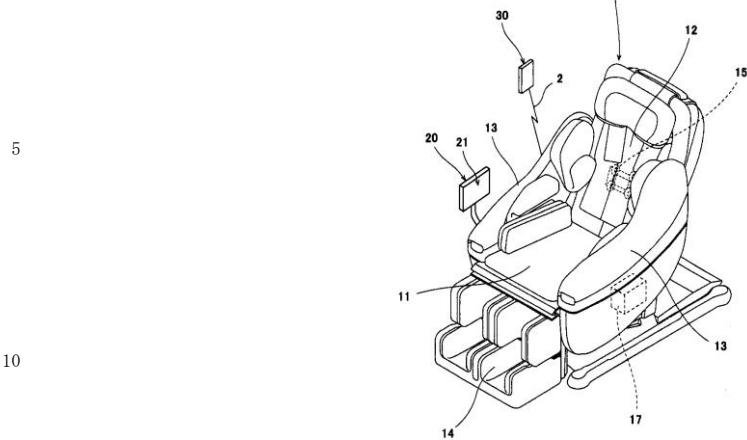
#### 【0069】

25 1 情報ネットワークシステム、2 無線通信（ブルートゥース（登録商標））、3 通信ネットワーク、10 マッサージ機、11 座部、12 背凭れ部、15 施療部（もみ玉ユニット）、16 記憶部、17 制御部、18 位置情報部、20 操作器、  
21 画面、22 新着報知部、23 情報報知部、24 選択部、25 繁急速報報知部、30 端末器、40 事業者、41 通信サーバ、50 課金システム、51 通信事業者

#### 【図1】



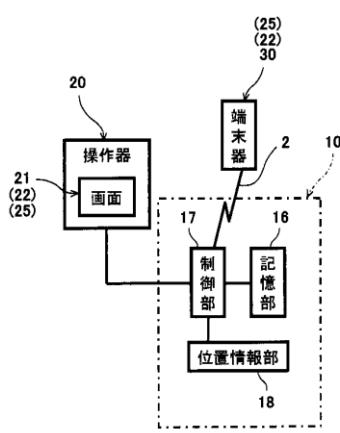
【図 2】



5

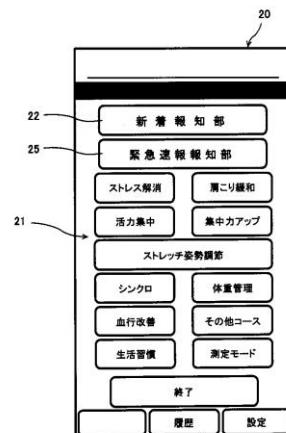
10

【図 3】



15

【図 4】



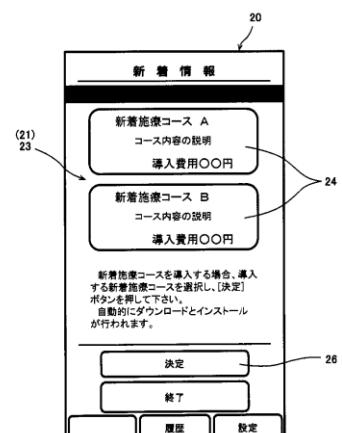
21

22

25

20

【図 5】



以上

(別紙)

## 引用発明等

### 1 甲 2 の 1 発明

マッサージ装置 106 は、マッサージ部 120、マイクロコントローラ 130 およびリモートコントローラ 150 を含み、マイクロコントローラ 130 が output する制御信号に従ってマッサージ部 120 の部品の動作を駆動し、リモートコントローラ 150 は、ユーザが選択するためのマッサージプログラムのリストを表示可能なディスプレイを含み、

サーバコンピュータ 103 は、マッサージプログラムの販売元により維持され運用され、システム 100 は、サーバコンピュータ 103 と、マッサージ装置 106 を含み、

端末装置 104 は、サーバコンピュータ 103 から、新しいマッサージプログラムのリリースについて通知され、購入可能な複数のマッサージプログラム 501 を列挙している、画像フレーム F1 を表示し、

サーバコンピュータ 103 は、端末装置 104 を介してマッサージ装置 106 に 1 つまたは複数のマッサージプログラムを転送するために端末装置 104 に接続し、

ユーザがマッサージプログラムを購入したい場合、端末装置 104 で実行されているアプリケーションプログラム 114 は、購入可能な複数のマッサージプログラム 501 を列挙している、画像フレーム F1 を表示し、選択されたマッサージプログラムと関連する購入取引を実施し、購入済みマッサージプログラムをサーバコンピュータ 103 からダウンロードし、マッサージプログラムの端末装置 104 へのダウンロードが完了すると、アプリケーションプログラム 114 は、ダウンロード済みマッサージプログラムをマッサージ装置 106 に転送するかをユーザに尋ねる、クエリウィンドウ F6 を表示し、ユーザが確認すると、アプリケーションプログラム 114 は、マッサージ装置 106 との接続を確立し、続けてダウンロード済みマッサージプログラムをマッサージ装置 106 に転送し得る

システム 100

25

### 2 技術的事項

#### (1) 甲 2 の 1 文献記載の技術的事項

サーバコンピュータ 102 は、端末装置 104 の Apple App Store をホストし、マッサージプログラムを表示されている価格で購入することを確認するようユーザに要求する確認ウィンドウ F3 を表示し、端末装置 104 から購入依頼を受信すると、サーバコンピュータ 103 から端末装置 104 に購入済みマッサージプログラムのダウンロードを送信すること。

#### (2) 甲 1 文献記載の技術的事項

##### ア 甲 1 文献記載の技術的事項①

マッサージシステムにおいて、携帯端末装置 80 に代えてマッサージ機の操作部（リモコン）を用いて、マッサージ機を直接ネットワークに接続すること。

##### イ 甲 1 文献記載の技術的事項②

管理サーバ 90 が、マッサージ機の各機構部位、具体的には、モータやベアリング、歯車、カムなど、の作動回数をそれぞれ集計して、危険状態である旨を通知するメッセージのデータを携帯通信端末 80 に送信すると共に、これを受信した携帯

40

通信端末80が、データに基づいて表示デバイス81で使用者に対する上記のメッセージを表示する構成とすること。

(3) 甲3文献記載の技術的事項

空気マッサージ機にモデム93を内蔵させ携帯電話機92を用意することなく、通信ネットワークNTW上に公開されているデータベース90にアクセスすること。  
5

(4) 甲4文献記載の技術的事項

ア 甲4文献記載の技術的事項①

インターネットLを介してサービスサーバ1とマッサージ機3aを接続すること。

イ 甲4文献記載の技術的事項②

10 サービスジョブをマッサージ機3aや介護ベッド3bに提供すること、その一例として、センサ等で危険状態を監視し、ベッドに、振動を加えたり、音声で報知したりすることが記載されていることから以下の技術的事項が示唆されている。センサ等で危険状態を監視し、マッサージ機3aに、振動を加えたり、音声で報知したりすること。

15 (5) 甲5文献記載の技術的事項

マッサージ機能を有する理学療法椅子において、遠隔サーバーからシステム更新プログラムをダウンロードすること。

(6) 甲6文献記載の技術的事項

20 緊急事態に陥った場合に、マッサージ用モータの駆動を停止させ、背もたれ2をホームポジションに戻すこと。

(7) 甲7文献記載の技術的事項

緊急時にマッサージチェアを停止させること。

(別紙)

## 甲 2 の 1 文献の記載

甲 2 の 1 文献の翻訳部分は、本件決定及び令和 7 年 1 月 17 日付け第 1 回原告準備書面 5 の別紙 1（以下「原告別紙 1」という。）に依るか、甲 2 の 1 のファミリー出願である公表特許公報（特表 2016-523111 号、甲 2 の 2）を参照した。なお、それぞれの項の末尾に、本件決定の翻訳部分に依っている項につき「本件決定」と、原告別紙 1 が引用する甲 2 の 2 の記載部分に依っている項につき「原告別紙 1・甲 2 の 2【段落番号】」などと記載し、甲 2 の 2 の記載部分のみに依っている項につき「甲 2 の 2」などと記載した。図は、図 2 10 以下において、甲 2 の 1 と甲 2 の 2 のものを併記した。

### SYSTEM AND METHOD FOR PROVIDING MASSAGE RELATED SERVICES

発明の名称 マッサージ関連サービスを提供するシステム及び方法（甲 2 の 2）

15 BACKGROUND

[0001] 1. Field of the Invention

技術分野（甲 2 の 2）

[0002] The present invention relate to systems and methods for providing 20 massage related services using a massage apparatus.

本発明は、マッサージ装置を使用したマッサージ関連サービスを提供するシステムおよび方法に関する（甲 2 の 2【0001】）

25 [0003] 2. Description of the Related Art  
背景技術（甲 2 の 2）

[0004] Massage apparatuses currently available on the market include massage 30 chairs equipped with a massage member capable of applying diverse types of massage actions on a user's body. According to the needs, a user may select a massage program corresponding to a predetermined combination of movement and pressure actions of the massage member for producing certain desirable relaxing effects. Unfortunately, the existing massage apparatuses usually include a fixed set of predetermined massage programs, which may not permit a flexible usage of the massage apparatus and limit the effectiveness of the massages.

35 現在市場で利用可能なマッサージ装置には、ユーザの身体に様々な形態のマッサージを施し得るマッサージ部材を備えたマッサージチェアが含まれる。必要に応じてユーザは、ある種の好ましいリラックス効果を生み出す、マッサージ部材の動きや圧力を加える動作の所定の組み合わせに対応したマッサージプログラムを選択し得る。しかし、既存のマッサージ装置は通常、変更できない一連の所定のマッサージプログラムを含み、そのためマ

ッサージ装置を柔軟に使用することができず、マッサージの効果を限定してしまうことがある。 (原告別紙1・甲2の2【0002】)

[0005] Therefore, there is a need for massage apparatuses that can address 5 at least the foregoing issues and provide enhanced massage experience.

したがって、少なくとも前述の問題を解決し、改善されたマッサージ体験を提供できるマッサージ装置が求められている。 (原告別紙1・甲2の2【0003】)

#### SUMMARY

10 発明の概要 (甲2の2)

[0006] The present application describes systems and methods of providing massage related services that can enrich the user's experience in using a massage apparatus. In one embodiment, the massage apparatus includes a massage unit, a driver operable to drive motion of the massage unit, and a microcontroller 15 connected with the driver, wherein the microcontroller is configured to connect with an external device, receive a program code of a massage program from the external device and store the massage program in a memory, and execute the massage program through the massage unit to apply a sequence of massage actions on a body.

本出願は、マッサージ装置を使用したユーザ体験を強化し得る、マッサージ関連サービスを提供するシステムと方法を説明する。一実施形態において、マッサージ装置は、マッサージ部と、マッサージ部の運動を駆動するように機能する駆動部と、駆動部と接続されたマイクロコントローラとを含む。マイクロコントローラは、外部装置と接続し、外部装置からマッサージプログラムのプログラムコードを受信してマッサージプログラムをメモリに保存し、一連のマッサージの動作を身体に施すためにマッサージ部を介してマッサージプログラムを実行するように構成される。 (原告別紙1・甲2の2【0004】)

[0007] In certain embodiments, the massage apparatus further includes a 30 remote controller operable to show one or more icons associated with massage programs available in the massage apparatus. Once a new massage program is downloaded, a graphical interface displayed by the remote controller is also updated with a new graphical icon selectable by a user to execute the newly downloaded massage program.

特定の実施形態において、マッサージ装置はさらに、マッサージ装置で利用可能なマッサージプログラムと関連付けられた1つまたは複数のアイコンを表示するように機能するリモートコントローラを含む。新しいマッサージプログラムがダウンロードされると、リモートコントローラに表示されるグラフィカルインターフェースも、新しくダウンロードされたマッサージプログラムを実行するためにユーザが選択可能なグラフィカルアイコンにより更新される。 (原告別紙1・甲2の2【0005】)

[0008] In other embodiments, a method of dispensing massage related services is described. The method comprises providing a massage apparatus, establishing a connection between a terminal device and a server computer, transferring a massage program executable on the massage apparatus from the server computer to the 5 terminal device, establishing a connection between the terminal device and the massage apparatus, and transferring the massage program from the terminal device to the massage apparatus.

他の実施形態において、マッサージ関連サービスを施行する方法が説明される。方法は、マッサージ装置を提供するステップと、端末装置とサーバコンピュータとの間の接続を確立するステップと、マッサージ装置で実行可能なマッサージプログラムをサーバコンピュータから端末装置に転送するステップと、端末装置とマッサージ装置との間の接続を確立するステップと、マッサージプログラムを端末装置からマッサージ装置に転送するステップとを含む。 (原告別紙1・甲2の2【0006】)

15 BRIEF DESCRIPTION OF THE DRAWINGS

図面の簡単な説明 (甲2の2【0007】)

[0009] FIG. 1 is a schematic view illustrating an embodiment of a system of providing massage related services;

【図1】マッサージ関連サービスを提供するシステムの実施形態を描写する概略図である。

20

[0010] FIG. 2 is a simplified block diagram illustrating an embodiment of a massage apparatus;

【図2】マッサージ装置の一実施形態を描写する簡略化されたブロック図である。

25

[0011] FIG. 3 is a flowchart illustrating method steps for providing massage programs at a server level;

【図3】サーバレベルでのマッサージプログラムを提供するための方法のステップを描写するフローチャートである。

30

[0012] FIG. 4 is a flowchart illustrating method steps applied at a terminal device level for purchasing a massage program;

【図4】マッサージプログラムを購入するために端末装置レベルで適用される方法のステップを描写するフローチャートである。

35

[0013] FIGS. 5A-5H are schematic views illustrating examples of displays on the terminal device occurring in an online transaction for buying a massage program

【図5A】～【図5H】マッサージプログラムを購入するためのオンライン取引の際の、端末装置での表示の例を描写する概略図である。

40

[0014] FIG. 6 is a flowchart illustrating method steps executed on the massage apparatus; and

【図6】マッサージ装置で実行される方法のステップを描写するフローチャートである。

5 [0015] FIGS. 7A and 7B are schematic views illustrating examples of display on a remote controller of a massage apparatus with no downloaded programs and after downloading a new massage program.

10 【図7A】【図7B】ダウンロード済みプログラムがない状態と、新しいマッサージプログラムをダウンロードした後の状態の、マッサージ装置のリモートコントローラの表示の例を描写する概略図である。

#### DETAILED DESCRIPTION OF THE EMBODIMENTS

##### 発明を実施するための形態（甲2の2）

15 [0016] . . . The system 100 can include two server computers 102 and 103, a terminal device 104 and a massage apparatus 106. The server computer 102 can host a digital application distribution platform 112 that allows the terminal device 104 to browse and download diverse application programs, and conduct various transactions. Examples of the digital application distribution platform 112 hosted by the server computer 102 can include the Apple App Store for terminal devices 20 running with the iOS operating system developed by Apple Inc., and the Google Play Store for terminal devices running with the Android operating system developed by Google Inc.」

25 . . . システム 100 は、2 台のサーバコンピュータ 102 と 103、端末装置 104、およびマッサージ装置 106 を含み得る。サーバコンピュータ 102 は、端末装置 104 が多様なアプリケーションプログラムを閲覧してダウンロードし、様々な取引を実施できるようにする、デジタルアプリケーション配信プラットフォーム 112 をホストし得る。サーバコンピュータ 102 にホストされるデジタルアプリケーション配信プラットフォーム 112 の例は、Apple Inc. が開発した iOS オペレーティングシステムが実行されている端末装置向けの Apple App Store や、Google Inc. が開発した Android オペレーティングシステムが実行されている端末装置向けの Google Play Store を含み得る。（本件決定）

35 [0017] The server computer 103 can store a plurality of massage programs that are executable on the massage apparatus 106, and connect with the terminal device 104 to transfer one or more of the massage programs via the terminal device 104 to the massage apparatus 106. In one embodiment, the server computer 103 can be maintained and operated by a selling entity of the massage programs, whereas the server computer 102 may serve as a transaction platform.

40 サーバコンピュータ 103 は、マッサージ装置 106 で実行可能な複数のマッサージプログラムを保存し、端末装置 104 を介してマッサージ装置 106 に 1 つまたは複数のマッサージプログラムを転送するために端末装置 104 に接続し得る。一実施形態において、サーバコ

ンピュータ 103 は、マッサージプログラムの販売元により維持され運用され得る一方、サーバコンピュータ 102 が取引プラットフォームとして供給される。（本件決定）

5 [0018] The terminal device 104 can include a smart phone, a tablet computer, a laptop computer, a personal computer, and the like. The terminal device 104 can execute an application program 114 that allows the terminal device 104 to interact with the server computers 102 and 103 and the massage apparatus 106 for providing massage related services. More specifically, the application program 114 executed on the terminal device 104 can connect with the server computers 102 and 103 to 10 conduct various transactions including, for example, receiving notifications about the release of new massage programs, conducting a purchase transaction for acquiring a new massage program, and downloading the massage program from the server computer 103. The application program 114 can also connect with the massage apparatus 106 to conduct various tasks including, for example, displaying 15 current settings of the massage apparatus 106, transferring a purchased massage program to the massage apparatus 106, and controlling certain functionality of the massage apparatus 106.

20 端末装置 104 は、スマートフォン、タブレット型コンピュータ、ラップトップ型コンピュータ、パーソナルコンピュータなどを含み得る。端末装置 104 は、マッサージ関連サービスを提供するために端末装置 104 にサーバコンピュータ 102 および 103、ならびにマッサージ装置 106 と交信させ得るアプリケーションプログラム 114 を実行し得る。より具体的には、端末装置 104 で実行されたアプリケーションプログラム 114 は、新しいマッサージプログラムのリリースに関する通知の受信、新しいマッサージプログラムを取得するための購入取引の実施、マッサージプログラムのサーバコンピュータ 103 からのダウンロードなどを含む、様々な取引を実施するために、サーバコンピュータ 102 および 103 と接続し得る。アプリケーションプログラム 114 はまた、マッサージ装置 106 の現在の設定の表示、購入済みマッサージプログラムのマッサージ装置 106 への転送、マッサージ装置 106 の特定の機能の制御など、様々な役割を実施するためにマッサージ装置 106 と接続し得る。（本件決定、原告別紙 1・甲 2 の 2 【0010】）

30

35 [0019] The massage apparatus 106 can include any type of devices capable of applying massage to a body. In one embodiment, the massage apparatus 106 can be a massage chair. In other embodiments, the massage apparatus 106 may also be a massage belt, a foot massage apparatus, and the like. The massage apparatus 106 may be operable to apply massage, play music, provide interactive content, and receive updates of new massage programs from an external device, such as the terminal device 104. In one embodiment, the massage apparatus 106 can be provided with a remote controller 150 to facilitate its operation. In particular, the remote controller 150 can have a display capable of showing a list of massage 40 programs for a user's selection.

マッサージ装置 106 は、身体にマッサージを施し得るあらゆる種類の装置であり得る。一実施形態において、マッサージ装置 106 はマッサージチェアであり得る。他の実施形態において、マッサージ装置 106 はまた、マッサージベルト、フットマッサージ装置などであり得る。マッサージ装置 106 は、マッサージを施し、音楽を再生し、対話型コンテンツを提供し、端末装置 104 などの外部装置から新しいマッサージプログラムの更新を受信し得る。一実施形態において、マッサージ装置 106 は、操作を容易にするためにリモートコントローラ 150 を備え得る。特に、リモートコントローラ 150 は、ユーザが選択するためのマッサージプログラムのリストを表示可能なディスプレイを含み得る。 (本件決定)

10 [0020] . . . The massage apparatus 106 can include a massage unit 120, a driver 122 associated with the massage unit 120, a control interface 124, a wireless communication interface 126, a microcontroller 130 and a remote controller 150.

15 マッサージ装置 106 は、マッサージ部 120、マッサージ部 120 と関連付けられた駆動部 122、制御インターフェース 124、無線通信インターフェース 126、マイクロコントローラ 130 およびリモートコントローラ 150 を含み得る。 (本件決定)

20 [0021] The driver 122 can be a circuit that provides the interface between the microcontroller 130 and the massage unit 120, and can be operable to drive operation of the component of the massage unit 120 according to control signals outputted by the microcontroller 130.

25 駆動部 122 は、マイクロコントローラ 130 とマッサージ部 120 との間のインターフェースを提供する電気回路であることができ、マイクロコントローラ 130 が output する制御信号に従ってマッサージ部 120 の部品の動作を駆動するように機能し得る。 (本件決定)

30 [0023] The wireless communication interface 126 can include a Bluetooth interface and/or Wi-Fi interface that enables data exchange between the microcontroller 130 of the massage apparatus 106 and other external devices in a wireless manner.

35 無線通信インターフェース 126 は、マッサージ装置 106 のマイクロコントローラ 130 と他の外部装置との間の無線によるデータ交換を可能にする、ブルートゥースインターフェースおよび/または Wi-Fi インターフェースを含み得る。 (原告別紙 1・甲 2 の 2 【0015】)

40 [0024] The microcontroller 130 can control and supervise the operation of the massage apparatus 106. In one embodiment, the microcontroller 130 can exemplary be a 32-bit Reduced Instruction Set Computing (RISC) microcontroller. The microcontroller 130 can select one of a plurality of massage programs stored internally, execute the massage program through the massage unit 120 to apply a sequence of massage actions on a user's body, and interact with the terminal

device 104 via the wireless communication interface 126. In one embodiment, the microcontroller 130 can include a processing unit 132, a first and a second memory 134 and 136 for storing massage program codes, input/output (I/O) ports 138 through which the processing unit 132 can exchange signals with the driver 122 of 5 the massage unit 120 and the control interface 124, a transceiver 140 for data exchange with the communication interface 130, and a Universal Serial Bus (USB) interface 142.

マイクロコントローラ 130 は、マッサージ装置 106 の動作を制御し監視し得る。一実施形態において、マイクロコントローラ 130 は典型的な例として、32 ビットの縮小命令セットコンピューティング(RISC)マイクロコントローラであり得る。マイクロコントローラ 130 は、内部に保存された複数のマッサージプログラムのうち 1 つを選択し、ユーザの身体に一連のマッサージ動作を施すためにマッサージ部 120 を介してマッサージプログラムを実行し、無線通信インターフェース 126 を介して端末装置 104 と交信し得る。一実施形態において、マイクロコントローラ 130 は、処理装置 132、マッサージプログラムコードを保存するための第 1 のメモリ 134 と第 2 のメモリ 136、処理装置 132 がマッサージ部 120 の駆動部 122 および制御インターフェース 124 と信号を交換する際に経由する入力/出力(I/O)ポート 138、通信インターフェース 130 とのデータ交換のための送受信機 140、およびユニバーサルシリアルバス(USB)インターフェース 142 を含み得る。 (原告別紙 1・甲 2 の 2 【0016】)

20 [0025] The memory 134 can store preset programming codes of massage programs IMP initially available in the massage apparatus 106. The separate memory 136 can store the programming codes of massage programs DMP that are loaded into the massage apparatus 106 by a user from an external device. In one embodiment, the 25 memory 134 can exemplary be flash read-only memory (ROM), and the memory 136 can exemplary be electrically-erasable programmable read-only memory (EEPROM).

The massage programs DMP may be downloaded from a server computer (e.g., the server computer 103) into the terminal device 104, and then transferred from the terminal device 104 to the massage apparatus 106 for storage in the memory 136. 30 The massage programs DMP may be transferred from the external device to the massage apparatus 106 via the wireless communication interface 128 or the USB interface 142.

メモリ 134 は、マッサージ装置 106 で最初から利用可能なマッサージプログラム IMP のプリセットプログラミングコードを保存し得る。別のメモリ 136 は、ユーザにより外部装置からマッサージ装置 106 に読み込まれるマッサージプログラム DMP のプログラミングコードを保存し得る。一実施形態において、メモリ 134 は典型的な例として、フラッシュ読み取り専用メモリ(ROM)であることができ、メモリ 136 は典型的な例として、電気的消去可能プログラマブル読み取り専用メモリ(EEPROM)であり得る。マッサージプログラム DMP は、サーバコンピュータ(例、サーバコンピュータ 103)から端末装置 104 にダウンロードされ、次いでメモリ 136 に保存するために端末装置 104 からマッサージ装置 106 に転送さ 40

れ得る。マッサージプログラム DMP は、無線通信インターフェース 128 または USB インターフェース 142 を介して、マッサージ装置 106 に外部装置から転送され得る。（原告別紙 1・甲 2 の 2 【0017】）

5 [0026] The transceiver 140 can be a Universal Asynchronous Receiver and Transmitter through which data can be received by the processing unit 132 of microcontroller 130 and transmitted to a component outside the microcontroller 130.

10 送受信機 140 は、データがマイクロコントローラ 130 の処理装置 132 に受信され、マイクロコントローラ 130 外の構成要素に送信される際に経由する汎用非同期送受信機であり得る。（原告別紙 1・甲 2 の 2 【0018】）

15 [0027] . . . The remote controller 150 can include a display screen driven by a display controller 152, and a microcontroller 154 operable to receive user's inputs on the remote controller 150, to control graphical content shown on the display screen of the remote controller 150, and to interact with the microcontroller 130.

20 リモートコントローラ 150 は、表示制御部 152 に駆動される表示画面と、リモートコントローラ 150 へのユーザの入力を受信し、リモートコントローラ 150 の表示画面に表示されるグラフィカルコンテンツを制御し、マイクロコントローラ 130 と交信するように機能し得るマイクロコントローラ 154 を含み得る。（本件決定）

[0028] . . . In initial step 302, a new massage program may be uploaded to the server computer 103.

25 第 1 のステップ 302 で、新しいマッサージプログラムはサーバコンピュータ 103 にアップロードされ得る。（本件決定）

30 [0029] In step 304, the server computer 103 may send out a notification about the release of the new massage program, which may be relayed via the server computer 102 to the terminal device 104. The terminal device 104 can be informed about the release of new massage programs via the application program 114.

35 ステップ 304 で、サーバコンピュータ 103 は、新しいマッサージプログラムのリリースについての通知を送信し得る。この通知は、サーバコンピュータ 102 を介して端末装置 104 に中継され得る。端末装置 104 は、アプリケーションプログラム 114 を介して新しいマッサージプログラムのリリースについて通知され得る。（本件決定）

[0030] In step 306, the server computer 102 can receive a purchase request from the terminal device 104, initiate a payment procedure, and send a

request to the server computer 103 for downloading the purchased massage program.

ステップ 306 で、サーバコンピュータ 102 は、端末装置 104 から購入依頼を受信し、支払手続きを開始し、サーバコンピュータ 103 に購入済みマッサージプログラムのダウンロードの要求を送信し得る。 (本件決定)

[0031] In response to the download request from the server computer 102, the server computer 103 in step 308 can deliver one or more file of the purchased massage program to the terminal device 104. The purchased massage program may be downloaded from the server computer 103 to the terminal device 104 via Internet connection, for example.

サーバコンピュータ 102 からのダウンロード要求に応じて、サーバコンピュータ 103 はステップ 308 で、購入済みマッサージプログラムの 1 つまたは複数のファイルを端末装置 104 に送信し得る。購入済みマッサージプログラムは、例として、インターネット接続を介してサーバコンピュータ 103 から端末装置 104 にダウンロードされ得る。 (本件決定)

[0032] . . . In step 402, the application program 114 running on the terminal device 104 can display an image frame F1 as shown in FIG. 5A listing a plurality of massage programs 501 available for purchase. The list of available massage programs 501 can be provided and updated by the server computer 102 or 103. When the user wants to preview one massage program of interest, the application program 114 can display an image frame F2 introducing the selected massage program. As better shown in FIG. 5B, the image frame F2 can include a field 502 identifying the name of the massage program, a portion 504 that describes the characteristics and features of the massage program, and a BUY icon 506 and a CANCEL icon 508 that can be selected by the user to respectively initiate or cancel the purchase transaction.

ステップ 402 で、端末装置 104 で実行されているアプリケーションプログラム 114 は、購入可能な複数のマッサージプログラム 501 を列挙している図 5A に示されているように、画像フレーム F1 を表示し得る。利用可能なマッサージプログラム 501 のリストは、サーバコンピュータ 102 または 103 により提供され更新され得る。ユーザが関心のあるマッサージプログラムをプレビューしたい場合、アプリケーションプログラム 114 は、選択されたマッサージプログラムを紹介する画像フレーム F2 を表示し得る。図 5B によく示されているように、画像フレーム F2 は、マッサージプログラムの名称を特定するフィールド 502、マッサージプログラムの特性と特徴を描写する部分 504、ユーザが購入取引を開始または取り消しするためにそれぞれ選択可能な購入アイコン 506 とキャンセルアイコン 508 を含み得る。 (本件決定)

[0033] If the user wants to purchase the massage program, the application program 114 in step 404 can conduct a purchase transaction with respect to the

selected massage program. For example, the application program 114 can display a confirmation window F3 as shown in FIG. 5C requesting the user to confirm the purchase of the selected massage program at the displayed price, and then query certain identification information via the query popup window F4 as shown in FIG. 5D.

ユーザがマッサージプログラムを購入したい場合、アプリケーションプログラム 114 はステップ 404 で、選択されたマッサージプログラムと関連する購入取引を実施し得る。たとえば、アプリケーションプログラム 114 は、図 5C に示されているように、選択されたマッサージプログラムを表示されている価格で購入することを確認するようユーザに要求する確認ウィンドウ F3 を表示し、次いで図 5D に示されているように、クエリポップアップウィンドウ F4 を介して特定の識別情報を問い合わせ得る。（本件決定）

[0034] In next step 406, the application program 114 then can proceed to download the purchased massage program from the server computer 103.

15 次のステップ 406 で、アプリケーションプログラム 114 は続けて購入済みマッサージプログラムをサーバコンピュータ 103 からダウンロードし得る。（本件決定）

20 [0035] Once the download of the massage program to the terminal device 104 is completed, the application program 114 may display a query window F6 asking the user whether the downloaded massage program is to be transferred to the massage apparatus 106. Upon confirmation by the user, the application program 114 in step 408 can establish a connection with the massage apparatus 106 and proceed to transfer the downloaded massage program to the massage apparatus 106.

25 マッサージプログラムの端末装置 104 へのダウンロードが完了すると、アプリケーションプログラム 114 は、ダウンロード済みマッサージプログラムをマッサージ装置 106 に転送するかをユーザに尋ねる、クエリウィンドウ F6 を表示し得る。ユーザが確認すると、アプリケーションプログラム 114 はステップ 408 で、マッサージ装置 106 との接続を確立し、続けてダウンロード済みマッサージプログラムをマッサージ装置 106 に転送し得る。

30 [0036] After the transfer of the massage program to the massage apparatus 106 is completed, the application program 114 can display a query window F8 as shown in FIG. 5H asking the user whether the massage apparatus 106 should start to run the massage program. In response to an activate request, the application program 114 in step 410 can send a signal to the massage apparatus 106 to trigger the execution of the massage program on the massage apparatus 106.

35 マッサージプログラムのマッサージ装置 106 への転送が完了した後、アプリケーションプログラム 114 は、マッサージ装置 106 にマッサージプログラムの実行を開始させるかをユーザに尋ねる、図 5H に示されているクエリウィンドウ F8 を表示し得る。起動要求に応じて、アプリケーションプログラム 114 はステップ 410 で、マッサージ装置 106 でマッサ

ージプログラムの実行を開始するためにマッサージ装置 106 に信号を送信し得る。 (原告別紙 1・甲 2 の 2 【0028】)

[0037] In conjunction with FIGS. 1 and 2, FIG. 6 is a flowchart illustrating 5 method steps performed by the massage apparatus 106. In step 602, the microcontroller 130 in the massage apparatus 106 can turn on the wireless communication interface 128 in response to a request received from the terminal device 104 for establishing a connection between the terminal device 104 and the massage apparatus 106. The switch of the wireless communication interface 128 can 10 be performed automatically by the system, or manually by using the remote controller 150.

図 1 および図 2 と関連して、図 6 は、マッサージ装置 106 が実行する方法のステップを 15 描写するフロー チャートである。ステップ 602 で、マッサージ装置 106 のマイクロコント ローラ 130 は、端末装置 104 から受信した、端末装置 104 とマッサージ装置 106 との間の 接続を確立する要求に応じて、無線通信インターフェース 128 を起動し得る。無線通信イ ンターフェース 128 の切換えはシステムにより自動で実行することもできるし、リモート コントローラ 150 を使用して手動で実行することもできる。 (原告別紙 1・甲 2 の 2 【0 029】)

[0038] In step 604, the massage apparatus 106 can receive one or more 20 encrypted file containing the program code of one massage program and graphical data of icons associated therewith. The transfer of the file(s) can be conducted via the wireless communication interface 128, e.g., through Bluetooth connection.

ステップ 604 で、マッサージ装置 106 は、1 つのマッサージプログラムのプログラムコ 25 ードとそれに関連付けられたアイコンのグラフィカルデータを含む、1 つまたは複数の暗 号化されたファイルを受信し得る。ファイルの転送は、無線通信インターフェース 128、 例としてブルートゥース接続を介して実施し得る。 (原告別紙 1・甲 2 の 2 【0030】)

[0039] In step 606, the microcontroller 130 can decrypt the file(s) to 30 recover the massage program code and the graphical icons (the icons may be defined as bitmap files), convert the code of the massage program into a machine executable form, and then respectively store the massage program code and the icons in the memory 136 and the remote controller 150. The graphical user interface at the remote controller 150 can be thereby updated to display the icon(s) associated 35 with the downloaded massage program. FIGS. 7 A and 7B are schematic views illustrating examples of display on the remote controller 150 with no downloaded programs and after the download of a new massage program. In FIG. 7 A, the display of the remote controller 150 can exemplary show a window frame F9 indicating that there is no downloaded program in the massage apparatus 106. In FIG. 7B, the

display of the remote controller 150 can show an icon F10 indicating that there is a newly downloaded program available for selection by the user.

ステップ 606 で、マイクロコントローラ 130 は、マッサージプログラムコードとグラフィカルアイコン(アイコンはビットマップファイルとして定義し得る)を復元するためにファイルを復号し、マッサージプログラムのコードを機械が実行可能な形式に変換し、次いでマッサージプログラムコードとアイコンをそれぞれ、メモリ 136 とリモートコントローラ 150 に保存し得る。リモートコントローラ 150 のグラフィカルユーザインターフェースはこのようにして、ダウンロード済みマッサージプログラムと関連付けられたアイコンを表示するように更新され得る。図 7A および図 7B は、ダウンロード済みプログラムがない状態と新しいマッサージプログラムをダウンロードした後の状態のリモートコントローラ 150 の表示の例を描寫する概略図である。図 7A で、リモートコントローラ 150 の表示は、典型的な例として、マッサージ装置 106 にダウンロード済みプログラムがないことを示すウインドウフレーム F9 を示し得る。図 7B で、リモートコントローラ 150 の表示は、ユーザが選択可能な新しくダウンロードされたプログラムがあることを示すアイコン F10 を示し得る。 (原告別紙 1・甲 2 の 2 【0031】)

[0040] In step 608, in response to an activation signal, the microcontroller 130 then can execute the new massage program through the massage unit 120 to apply a sequence of massage actions on the body of the user. The user can activate the massage apparatus 106 to execute the new massage program by, e.g., using the terminal device 104 or the remote controller 150.

ステップ 608 で、起動信号に応じてマイクロコントローラ 130 は、一連のマッサージ動作をユーザの身体に施すため、マッサージ部 120 を介して新しいマッサージプログラムを実行し得る。ユーザは、例として端末装置 104 またはリモートコントローラ 150 を使用して新しいマッサージプログラムを実行するために、マッサージ装置 106 を起動し得る。 (原告別紙 1・甲 2 の 2 【0032】)

[0041] While the foregoing describes the use of a wireless transmission between the terminal device 104 and the massage apparatus 106, it is worth noting that other methods can be applicable to transfer a new massage program to the massage apparatus 106. For example, the new massage program downloaded to the terminal device 104 first can be stored in an external device, e.g., another terminal device, a USB memory stick or any suitable storage devices. The external device then can be connected with the massage apparatus 106, and the new massage program can be transferred from the external device to the massage apparatus 106 via the USB interface 142. After the transfer is completed, steps 606 and 608 can be performed as described previously to install the new massage program in the massage apparatus 106.

端末装置 104 とマッサージ装置 106 との間の無線送信の使用について上述したが、新しいマッサージプログラムのマッサージ装置 106 への転送に他の方法も適用できることは注

目に値する。たとえば、端末装置 104 にダウンロードされた新しいマッサージプログラムはまず、例として他の端末装置、USB メモリスティックまたは何らかの適切な記憶装置などの外部装置に保存され得る。外部装置は次いでマッサージ装置 106 と接続され、新しいマッサージプログラムは USB インターフェース 142 を介して外部装置からマッサージ装置 5 106 に転送され得る。転送が完了した後、新しいマッサージプログラムをマッサージ装置 106 にインストールするため、前述のようにステップ 606 および 608 が実行され得る。

(原告別紙 1・甲 2 の 2 【0033】)

[0042] At least one advantage of the systems and methods described herein 10 includes the ability to download new massage programs, perform graphical user interface update on the remote controller of the massage apparatus, and using either the remote controller or the external device for execution of new downloaded massage programs on a massage apparatus. Accordingly, the massage apparatus can be used in a more flexible manner, and the user can enjoy enriched massage 15 experience on the massage apparatus.

本明細書で説明されているシステムと方法の少なくとも 1 つの利点は、新しいマッサージプログラムをダウンロードし、マッサージ装置のリモートコントローラのグラフィカルユーザインターフェースの更新を実行し、マッサージ装置で新しくダウンロードされたマッサージプログラムを実行するためにリモートコントローラまたは外部装置を使用する能力を含む。したがって、マッサージ装置はより柔軟な仕方で使用することができ、ユーザはマッサージ装置の強化されたマッサージ体験を楽しむことができる。 (原告別紙 1・甲 2 の 2 【0034】)

WHAT IS CLAIMED IS;

- 25 1. A massage apparatus comprising:
  - a massage unit;
  - a driver operable to drive motion of the massage unit; and
  - a microcontroller connected with the driver, wherein the microcontroller is configured to:
    - 30 connect with an external device;
    - receive a program code of a massage program from the external device and store the massage program in a memory; and
    - execute the massage program through the massage unit to apply a sequence of massage actions on a body.
- 35 マッサージ装置であって、
  - マッサージ部と、
    - 前記マッサージ部の運動を駆動するように機能する駆動部と、
      - 前記駆動部と接続されたマイクロコントローラとを備え、前記マイクロコントローラは、
        - 外部装置と接続し、

マッサージプログラムのプログラムコードを前記外部装置から受信して前記マッサージプログラムをメモリに保存し、

一連のマッサージ動作を身体に施すために前記マッサージ部を介して前記マッサージプログラムを実行する

5 ように構成される、マッサージ装置（甲2の2【請求項1】）

12. A system of providing massage related services, comprising:

the massage apparatus according to claim 1 ;

a first and a second server computer; and

a terminal device operable to:

10 conduct a transaction with the first server computer to purchase the massage program;

download the massage program from the second server computer; and

transfer the massage program to the massage apparatus.

マッサージ関連サービスを提供するシステムであって、

15 請求項1に記載のマッサージ装置と、

第1および第2のサーバコンピュータと、

前記マッサージプログラムを購入するために前記第1のサーバコンピュータと取引を実施し、

前記マッサージプログラムを前記第2のサーバコンピュータからダウンロードし、

20 前記マッサージプログラムを前記マッサージ装置に転送する

ように機能する端末装置と

を備える、システム（甲2の2【請求項12】）

#### 【符号の説明】甲2の2【0036】

25 100 マッサージ関連サービスを提供するシステム

102 第1のサーバコンピュータ

103 第2のサーバコンピュータ

104 端末装置

106 マッサージ装置

30 114 アプリケーションプログラム

120 マッサージ部

122 駆動部

124 制御インターフェース

126 無線通信インターフェース

35 130 マイクロコントローラ

132 処理装置

134 第1のメモリ

136 第2のメモリ

138 入力/出力ポート

40 140 送受信機

- 142 USB インターフェース  
 150 リモートコントローラ  
 154 マイクロコントローラ  
 156 メモリ  
 5 F1 画像フレーム  
 F2 画像フレーム  
 F3 確認ウィンドウ  
 F4 クエリポップアップウィンドウ  
 F5 ダウンロード進行状況ウィンドウ  
 10 F6 クエリウィンドウ

[図 1]

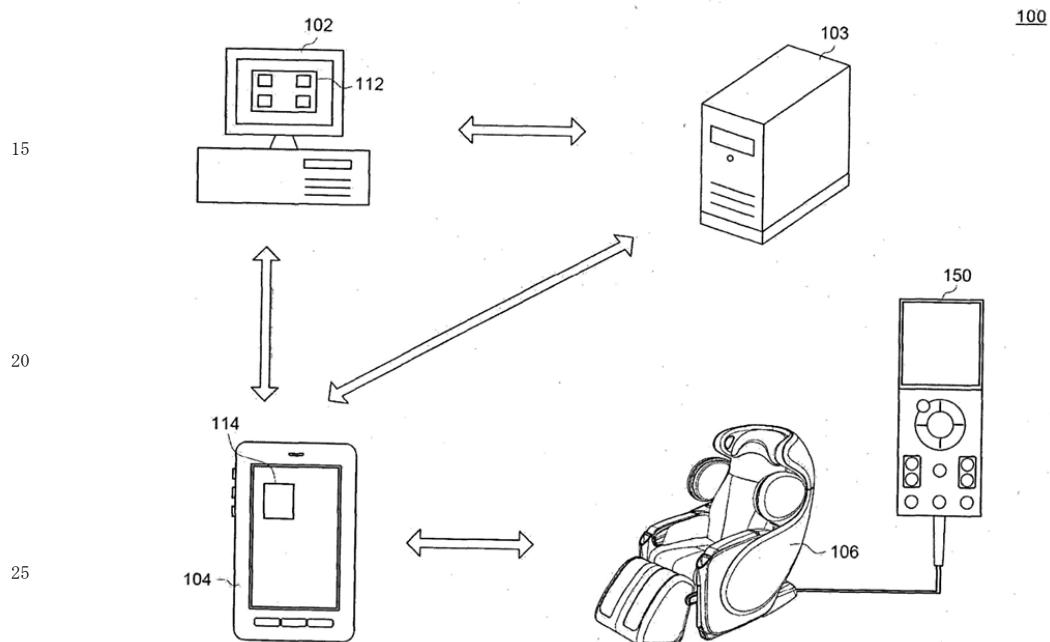
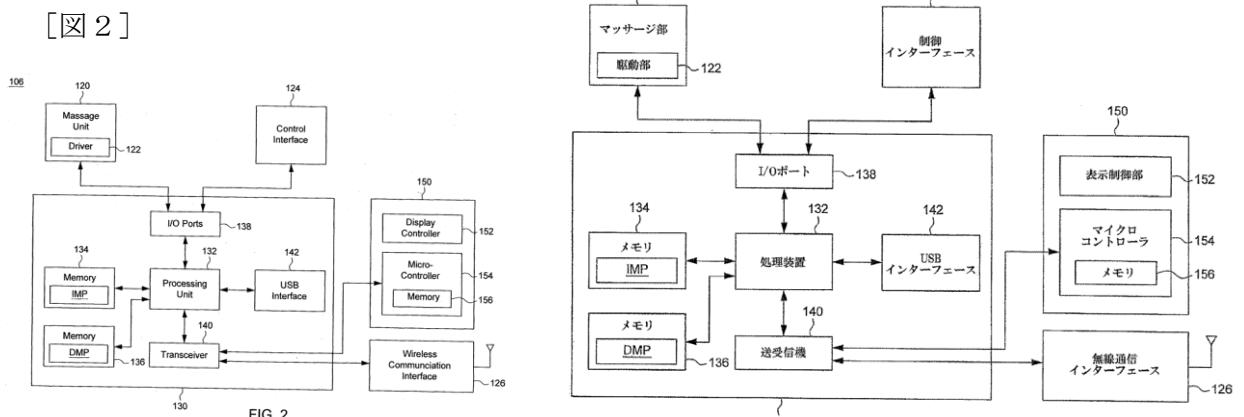
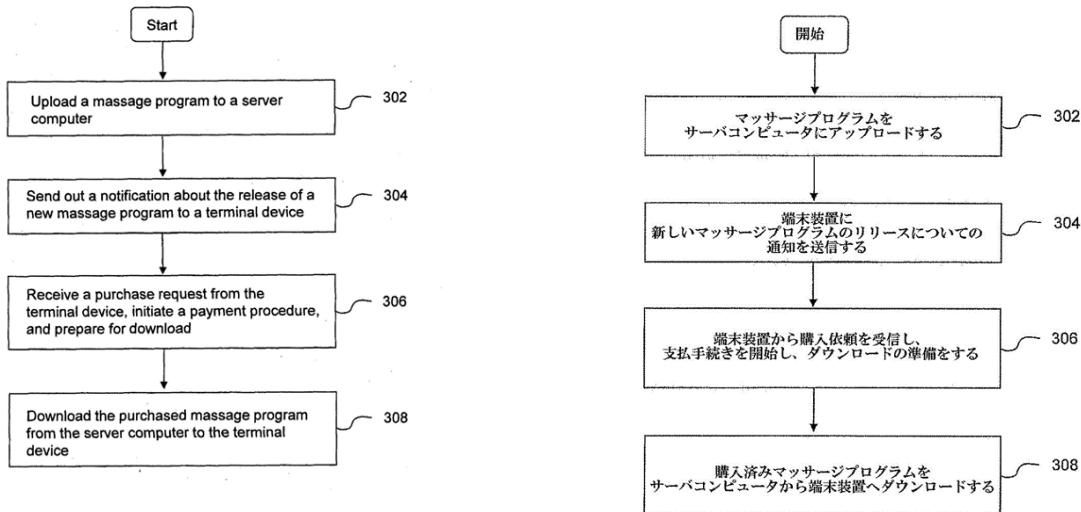


FIG. 1

[図 2]



[図3]



[図4]

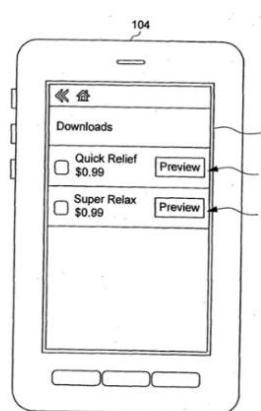
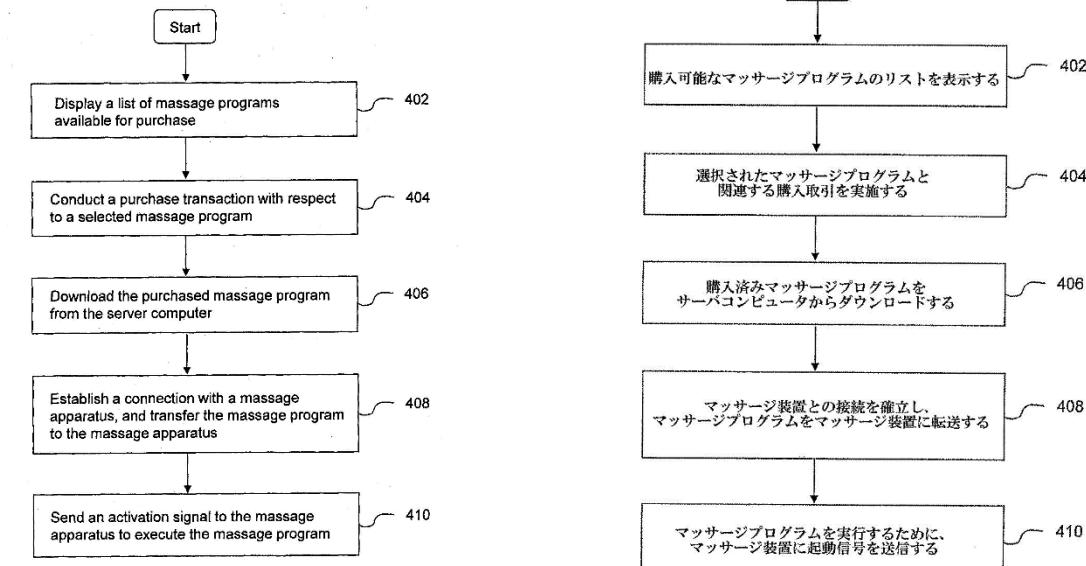


FIG. 5A

[図5A]

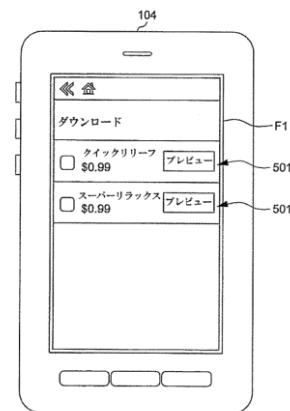


FIG. 5A

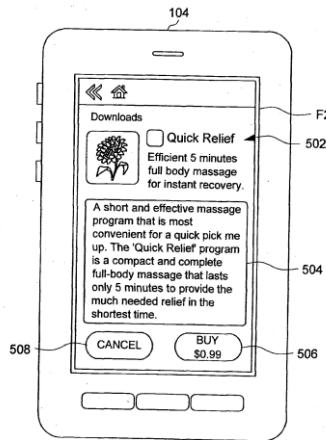


FIG. 5B

[図 5 B]

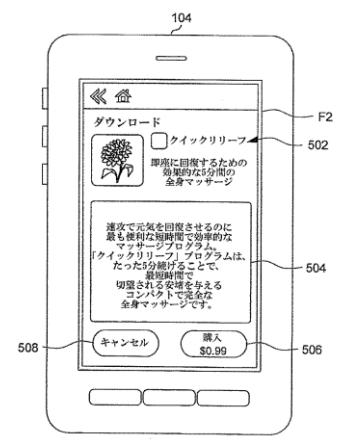


FIG. 5B

[図 5 B]

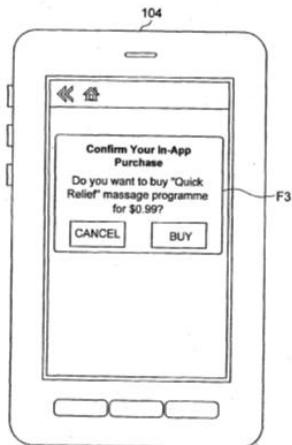


FIG. 5C

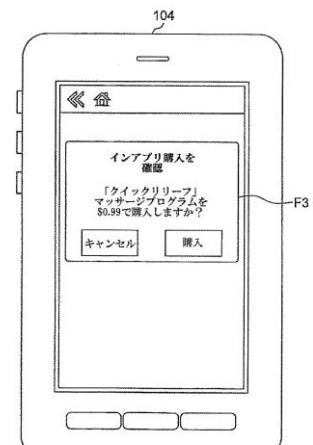


FIG. 5C

[図 5 C]

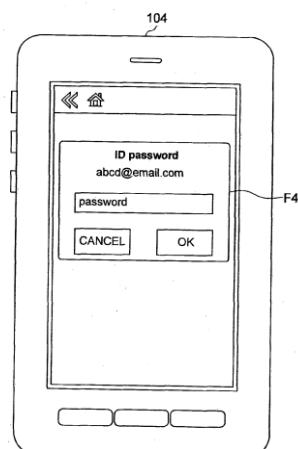


FIG. 5D

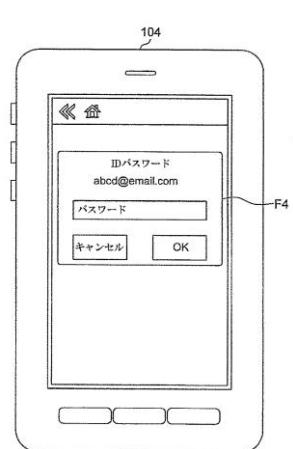


FIG. 5D

[図 5 D]

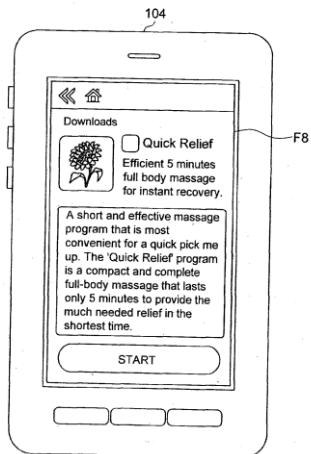


FIG. 5H

[図 5H]

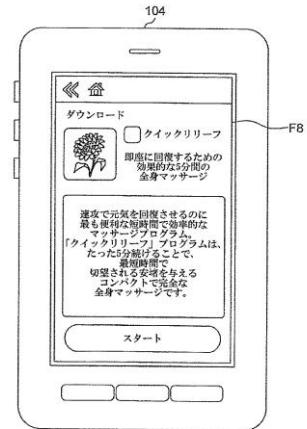


FIG. 5H

15

[図 6 ]

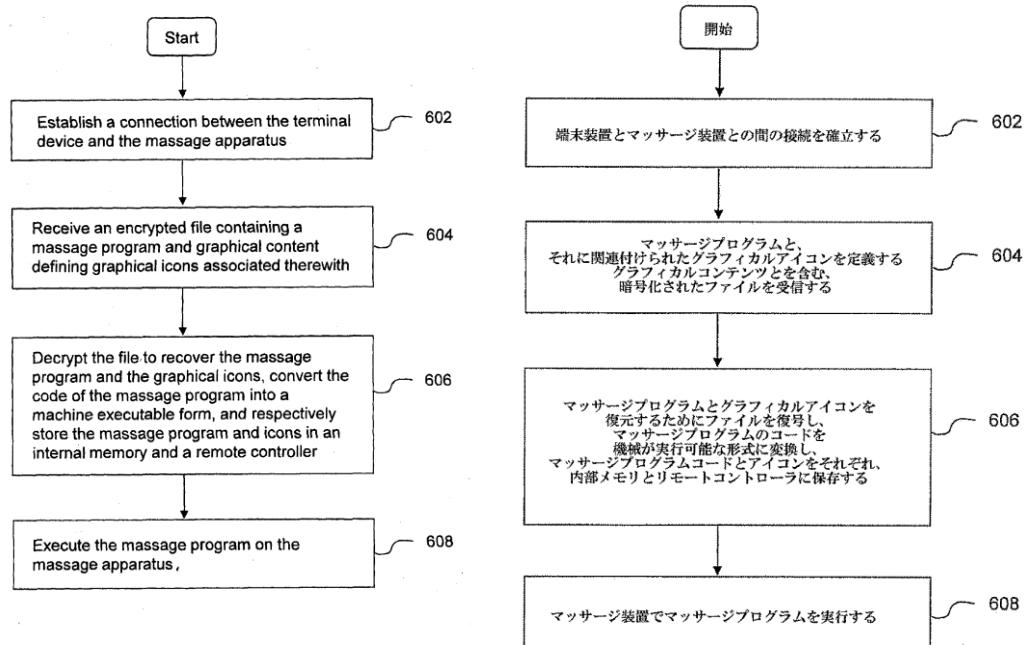


FIG. 6

35

FIG. 6

[図 7 A]

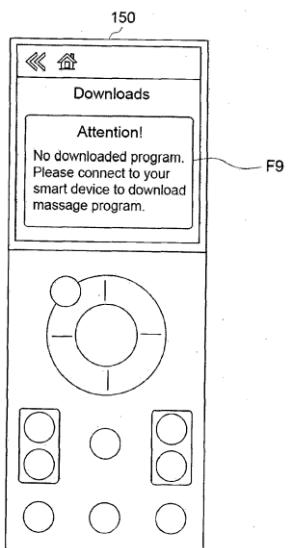


FIG. 7A

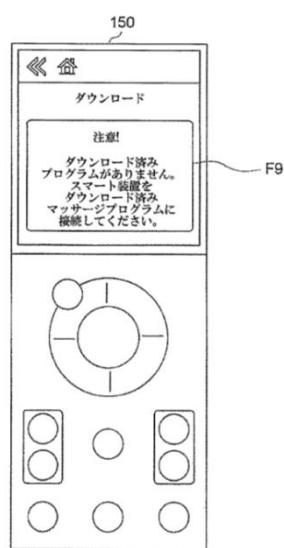


FIG. 7A

20

[図 7 B]

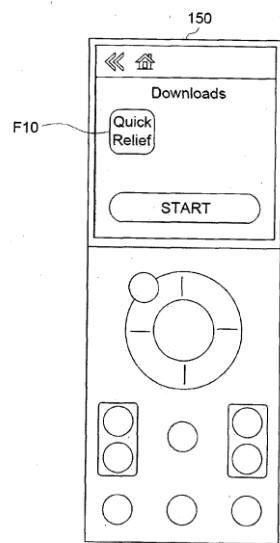


FIG. 7B

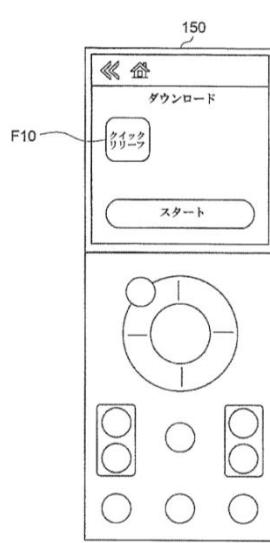


FIG. 7B

以上